

## 平成30年第4回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成30年12月12日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 同意第 3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 一般質問
- 第 9 議案第65号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第66号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 第11 議案第67号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第68号 指定管理者の指定について
- 第13 議案第69号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第70号 指定管理者の指定について
- 第15 議案第71号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算
- 第16 議案第72号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第17 議案第73号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第18 議案第74号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第19 議案第75号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第20 発議第 3号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書（案）
- 第21 発議第 4号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）
- 第22 閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（7名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 2番 長谷川 克 弘 君 | 3番 西 浦 岩 雄 君 |
| 4番 宮 崎 泰 宗 君 | 5番 細 谷 久 雄 君 |
| 6番 東海林 繁 幸 君 | 7番 星 川 三喜男 君 |

8番 村山 義明 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	小林 生吉 君
副町	長	遠藤 義一 君
教 育	長	田邊 彰宏 君
総務課	長	小林 嘉仁 君
総務課	参事	野露 みゆき 君
総務課	参事	笹原 等 君
総務課	主幹	市本 功一 君
総務課	主幹	庵 日鶴 君
産 業 課	長	平中 敏志 君
産 業 課	参事	藤田 徹 君
産 業 課	参事	多田 優彦 君
産 業 課	参事	永田 剛 君
産 業 課	主幹	西川 明文 君
建 設 課	長	土屋 順一 君
建 設 課	主幹	千葉 靖宏 君
保 健 福 祉 課	長	吉田 智一 君
保 健 福 祉 課	参事	黒瀧 仁司 君
保 健 福 祉 課	主幹	相馬 正志 君
教 育 次 長		工藤 正勝 君
教育委員会	主幹	野田 繁実 君
国保病院	事務長	長尾 享 君
会 計 管 理 者		今野 真二 君
認定こども園	園長	相座 豊 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	矢上 裕寛 君
議 会 事 務 局 書 記	田辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、細谷さん、6番、東海林さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

本委員会は、第4回中頓別町議会定例会の会期日程等、会議の運営に関する事項に関し、11月29日に委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、本定例会の会期については、本日12月12日から12月13日までの2日間とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは4議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

4、町長提出議案の取り扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、意見書について、難病医療費助成制度の改善を求める意見書（案）は、長谷川議員から発議される。地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）は、西浦議員から発議される。

6、閉会中の郵送陳情等の取り扱いについて、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとした。

7、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月12日から12月13日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月12日から12月13日までの2日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

去る11月21日、東京渋谷のNHKホールで開催された第62回町村議会議長全国大会及び第43回豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席いたしました。詳細につきましては別紙報告書のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。なお、大会前の20日には宗谷、オホーツク議長会共催で武部新衆議院議員との意見交換会、また21日から24日には宗谷町村議会議長会道外町村行政調査があり、出席いたしました。

議長一般報告及び第7期中頓別町総合計画後期実施計画の第7回変更報告につきまして、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。私から1点行政報告をさせていただきたいと思っております。

農林水産省北海道地区『ディスカバー農山漁村（むら）の宝』の選定について。内閣官房及び農林水産省は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を『ディスカバー農山漁村（むら）の宝』として選定しており、北海道ブロックにおいても、北海道独自の特徴ある優れた取組について、「中頓別町ミルクプラント」が選定され、12月10日に選定書が交付されたところであります。

その他の行事等に関しましては、別紙の行政報告にてかえたいと思っております。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 今町長から言ったミルクプラントが選定された。ちょっと理由がわからないのです。もう少し具体的にどんな理由で選定されたのか。心配なのは、その事業が経済的にどうなのかということで我々は心配しているのだけれども、そういうことは選定の中には入っていないのですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） この選定に当たっては、本町が酪農地帯、純粋な酪農地帯にあって、酪農を振興していく中で生産された牛乳を地域で飲めるようにするという、そういうふうにした取り組みについての評価というふうを考えております。これは、30年来というふうに申し上げていいと思いますけれども、地元の牛乳を地元の人が飲めるようにという思いに応じて実現しているところでありますけれども、これ自体が採算性のとれる取り組みになっていないのはご承知のとおりかなというふうには思います。ただ、今後地域の基幹産業である酪農の振興であったり、牛乳を生かした特産品開発を含めた地域振興に取り組んでいく、そういう起点になるものだというふうを考えておまして、こういった選定も励みにしながら、さらにこのミルクプラントの事業を含めて今後の発展を図っていくように取り組んでいきたいなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） そこで、1点お聞きします。

今後このミルクプラントについては、今町長が言われたとおり、地元の子供たちや町民が飲める機会を得てということで選定の理由になったのかなと思いますけれども、今後このミルクプラントを大きくする気持ちはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○委員長（東海林繁幸君） まずは、今ここでソフトクリーム、アイスクリーム、それからその他のいろんな商品の可能性について実験というか、そういうことに取り組んでいます。本当に先ほどお話にあったような経済性というか、そこを図っていくとしたら、もっともっとたくさんつくっていくような展開でなければならないというふうに思います。だから、そうなるように、もっと生産する基盤として必要な状況をつくって、この場所ではなかなか難しいと思いますけれども、そういうプラントが必要になるような状況をつくっていくということが目標になるかなというふうに考えています。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これにて行政報告は終了しました。

◎同意第3号

○議長（村山義明君） 日程第6、同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同

意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名は宗像育美さんであります。

今回は、任期によらずでありますけれども、現委員であります村田華奈子さんが辞職を申し出たということによりまして、かわりの委員として宗像さんを推薦するものであります。宗像さんにつきましては、酪農業の傍ら、子育て、教育に熱心に取り組んでおられて、子育て中の委員という意味で適任というふうな判断をいたしまして、推薦させていただくものであります。ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、お聞きします。

宗像さんの前は村田さんということですが、私個人的には村田さんの人柄、経歴等々を考えれば、本当の教育委員としての適任者でなかろうかなと思います。その村田さんの辞任する理由とは何でしょうか、お聞きいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 一身上の都合によるということでございます。8月にお話がありまして、慰留に努めたのですけれども、意思がかたく、残念ながらということでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 人事案件ですから、慎重に申し上げますけれども、私は宗像育美さんという方を全く知りません。宗像さん自身は昔から知っておりますけれども、そこで伺いたいのは、この方を教育委員として推薦したことはそれなりの理由があったと思うのですが、教育長に伺いますが、教育委員が持つある意味の専門性だとか、教育に関する経験というものは教育委員に求めないのですか。とすると、この経歴でいうだけでしたら、ちょっとその辺とはかけ離れている。実践者として例えば婦人団体、農協婦人部などで活動したリーダーであるということであれば、これは社会教育の領域での経験がおりだというふうにも見られますけれども、そういったことも含めてどこがどう適切なものなのか、教育委員として。期待も込めて伺いたいと思う。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） まず、選定した一番の理由は、女性で保護者であるということ、ここに絞りました。学校等から事情を聞いて、どのような方がよろしいでしょうかという

情報のもとに、宗像さん以外にも当たったのですけれども、なかなかそうはならなくて、宗像さん、教育的に言えば東海林議員がお話しされているようなところは重々わかりますけれども、今子育て中であるということ、いろんな意味で学校等、PTA活動等にも協力的であるということ、いろんな期待を込めまして推薦させていただきました。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

よって、同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は同意することに決定しました。

#### ◎同意第4号

○議長（村山義明君） 日程第7、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名は松田恵裕さんであります。

松田さんにおかれましては、現在も固定資産評価審査委員会委員、まず1期をお務めをいただいているところであります。この4年間の実績、経験を踏まえ、人物を含め再任が適当というふうに判断をして、同意を求めたいというふうに考えております。ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第4号を採決しま

す。

この採決は起立によって行います。

同意第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山義明君) 起立多数です。

よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

#### ◎一般質問

○議長(村山義明君) 日程第8、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号5番、細谷さん。

○5番(細谷久雄君) 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号5番、細谷でございます。このごろの早朝の除雪作業により、大分体がこたえておりますけれども、頑張って質問させていただきます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成30年第4回定例会に当たり、さきに通告いたしました1点の項目につきまして質問をさせていただきます。これから春までの中頓別町の除雪の取り組みについて質問させていただきます。冬期間の除雪の問題については、私は幾度となく行政側に質問を投げかけておりますが、いまだ余りいいご答弁が返ってこないのが現状です。きょうは、1時間の持ち時間をフルに活用して、高齢者が冬期間でも住みやすい中頓別町、また春まで雪道での交通事故のない中頓別町を目指して質問をさせていただきます。行政側の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、この冬の除雪対策の取り組みについてお伺いをいたします。また冬がやってきました。北海道中頓別町に住む私たちにとって、冬期間の安全な移動、除雪の問題は避けては通れない課題であり、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを行うことは行政の大きな役割であり、責任だと考え、以下の3点について伺います。

1つ、道路、歩道の除排雪についての現状と課題分析について。

2つ、間口除雪についての現状と課題分析について。

3つ、独居高齢者や障がい者世帯など、いわゆる除雪弱者に対する対策について。

以上3点お伺いいたします。

○議長(村山義明君) 小林町長。

○町長(小林生吉君) 細谷議員のこの冬の除雪対策の取り組みについて3点の質問についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目、道路、歩道の除排雪についての現状と課題分析についてでありますけれども、町道における除排雪の現状は、中頓別町除雪計画に基づき、生活道路及び歩行者や

車両通行の安全を確保するべく、降雪状況や道路状況に応じて除排雪を行っている状況です。今冬も例年どおりの体制を整えて除排雪業務に当たってまいります。課題としては、特に交差点付近における見通しの確保であり、歩行者の安全確保と車両通行に支障を来さないよう、国道と道道の道路管理者等と連携して対応していかねばならないと考えております。

2点目、間口除雪についての現状と課題分析についてでありますけれども、間口除雪の現状は、町の除雪により人の手に負えないような雪の塊を間口に置かないよう、細心の注意を払って除雪に当たっているところです。課題として、まとまった雪が降った場合除雪に時間を要することから、通常と同様の除雪対応が難しくなる点です。特に初冬期と春先に湿った雪が降ったときにはどうしても重い雪の塊ができやすく、町民の方々にはご迷惑をおかけすることがありますが、今後もしできる限り間口除雪への対応に細心の注意を払ってまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いしていかねばならないと考えております。

3点目、独居高齢者や障がい者世帯など、いわゆる除雪弱者に対する対策についてであります。高齢者世帯や障がい者世帯などの除雪弱者に対する支援としましては、社会福祉協議会と連携を図り、町内の建設業者等にもご協力をいただきながら、町内に子等の扶養親族のいない低所得者等に対しましては無料で玄関部分の除雪事業、また町内に子等の扶養親族がいても所得に応じて除雪等の費用の一部を助成する事業を実施し、さらにきめ細かく相談に対応しながら、除雪の困難を少なくできるように努めていきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして、何点か質問させていただきます。

今冬も例年どおりの体制を整えて除排雪業務に当たるようですが、1つ、現在建設課の主査が早朝から除雪状況や道路状況を確認して、除雪があればみずからも除雪車に乗って除雪作業をしているのが現状であります。私は、早朝パトロールの1名体制は大変厳しいものがあると思われまます。本人が体調不良等により何かあったときにはどのような体制をとるのか。私の会社も道道の除排雪を請け負っておりますが、最低2名体制をとるべきではないのか伺います。

また、この主査もあと2年で退職の時期が来るが、夏の道路維持作業及び除雪作業管理等の後継者を町としてどのように考えておられるのか伺います。

2つ目、除雪作業のオペレーターについて伺います。季節雇用、12月1日から3月31日までの除雪作業のオペレーターも大分高齢化が進み、耳が遠い人や目が衰えてくるオペレーターも見受けられます。今後オペレーターの高齢化に伴い、除排雪作業が年々困難な状況になることも考えられます。熟練オペレーター養成には時間がかかるし、一人前に育てるには最低3シーズンはかかると言われます。今後除雪オペレーターの確保について

従来以上の対策を講じない限り、難しくなると思われるが、町の考え方を伺いたします。

3つ目、昨年町に寄せられた除雪や排雪作業に関する町民からの問い合わせ、苦情等はどうの内容だったか。また、行政としてどのような措置、対応をとられたのか。さらに、「町長がおじゃまします」での各町内会での除雪に関する要望並びに苦情はなかったのか伺います。

4つ目、これが一番大事なところです。交差点付近における見通しの確保について伺います。最近高齢化に伴い、除雪作業を民間の業者に依頼している世帯が年々ふえていると思われます。本町の冬の道路は、比較的広い道路でも雪を押し場所がなく、通行する道路幅が狭くなり、車がすれ違えない上、曲がりくねったりもします。また、交差点では民間の除雪の業者が運んでくる雪により、雪が山のようになって突き出し、左右確認が難しく、危険を感じる場所があちこちに見受けられます。特に、これは毎年言っていますけれども、安川商店跡地の交差点付近ではことしの春先もそうだったが、雪が山に積もり、町道側の交差点の車線が1車線しかとれず、大変危険な状態になり、急遽町の除雪車が出て除排雪作業を行ったが、終了後すぐ、夕方に不届き者の民間業者が雪を置いているのが現状であります。私は、なぜ個人の家から除雪のお金をもらっている業者が投げている雪を町が税金を使って投げなければならないのか。まるっきりおかしいことです。私たちも道道の除雪をやっておりますが、道道の除雪は、あそこの安川商店を通ったときには車の置いてくる雪だけですから、あそこを処理するには排雪は1カ月に1回ぐらいやりますから、あんなにたまることは間違いなくないのです。私は、ちょっと理解できません。さらに、特に心配なのは、雪が置かれた交差点で交通事故などが起きたとき、町としてどのような措置、対応をとれるのか伺います。

12月の雪が今少ない状況のときに民間の大型機械で除雪作業を行っている業者を役場に呼んで、指導、指示すべきではないかと私は思いますが、町の考え方を伺います。

5番、間口除雪について伺います。雪国に住む私たちにとって、除雪は体を壊すこともある大変な作業です。特に除雪車が通った後の玄関前の除雪ぐらいは自分たちで、そう思いつつも、除雪車による玄関の重くかたい雪は本当に大変です。特に町道を削った後の大きな氷の塊などは高齢者世帯にとってはどうすることもできない状況で、本当に悩みの種です。そこで、今後高齢化が進む本町において、役場の大型除雪車の後に民間委託の小型の除雪車をつけて玄関前の除雪はできないものか伺います。紋別市では行っているようで、費用は時間給で算出して、小型の除雪車にタコメーター等を取りつけたりして時間の報告をしたりしているそうです。費用はかかりますが、今後も続けるそうです。これにより、市に寄せられる苦情はめっきり少なくなったそうです。

6番、高齢者世帯や障がい者世帯の除雪弱者に対する支援について伺います。超高齢化社会が到来している本町において、自力で除雪が困難になってきている独居高齢者等への除雪対策づくりの強化が今後の課題と考えます。町では地域福祉の推進を図るために、社

会福祉協議会と連携を図り、高齢者世帯の玄関、ベランダ、屋根の除雪対策補助事業を行うことは私は大変喜ばしいことだと思いますが、現状はアルバイト作業員が一人で各世帯の除雪作業を行っているのが見受けられる。除雪作業中の死亡事故の多くは一人作業で発生し、また一人での作業は事故発生時の発見がおくれ、重大事故にもつながりやすい。今後除雪作業は一人で行わず、事故発生を見据えて2人以上で行うことを原則とし、やむを得ず一人で行うときは社会福祉協議会の職員か町職員がついて作業を行う必要があるのではないかと思います。町の考え方を伺います。

最後です。7番目、公共建物の雪害について伺います。ことし3月の湿った重たい雪で町の管理する多くの建物が雪害により被害を受けているが、私はこれは町職員の建物に関する管理の甘さにより発生した雪害であると思います。雪の降る状況を確認し、雪をおろさなければならない建物については早急に措置、対応すべきではなかったのか。そこで、雪の降りあばいにもよりますが、ことしの春の建物被害を踏まえて被害防止の対策等は考えておられるのか。また、ことしの春行った町職員、消防職員も含めた高齢者住宅の除雪の計画もお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 質問にお答えします。答えられるところだけお答えしたいと思います。

除雪パトロールについては、建設課内で今後2名体制以上ができるかどうか確認しながら当たっていきたいと思います。

あと、夏の道路作業、オペレーターの高齢化についてなのですが、また今後民間委託も含めて検討していきたいなと考えてはおります。

町民からの苦情等ですが、全て把握してはおりませんが、排雪のときに大きな塊とかに關しては多いかなとは思っておりますので、できる限り対応していきたいとは思っております。

あと、間口除雪についても同じく、ただ民間委託はまた今後検討していきたいとは思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 私のほうからですけれども、高齢者世帯の作業の状況、一人作業ということが先ほどありました。この関係につきましても、社会福祉協議会と協議もしながら、現状を確認した上で対応を考えていきたいというふうに考えています。

また、もう一点ですけれども、ことしの春に職員での公共施設の除雪をやったのですが、今後においても状況を見ながら検討していきたい。ことしと同じような状況であれば、また職員に呼びかけながらやっていければなというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 回答が重複するところがあるかもしれませんが、除雪のパトロールや今後のオペレーターの問題につきましては、お話があったとおり、現職員があと1年余りで退職する、定年を迎えるという節目になります。現在も将来の民間委託についても検討してもらっているところでありまして、その中でこういった対策も講じていけるようにしていきたいというふうに思います。

あと、交差点に民間業者の雪が運ばれて、それを町のほうで、この話については再三細谷議員のほうから議会でもお話が出されているところで、いまだその解決といえますか、に至っていないところはあるかなというふうに思います。ただ、大変豪雪地帯の本町において、民間の業者の方が除雪をしてくれているということによって本当に多くの町民の皆さんが助かっているということはあるというふうに思っています。その中で、よけた雪をどこに持っていくかというところがなかなか適地がなく、どうしてもご指摘のあった交差点などに集中しがちなかなというふうに思います。これらの問題については、現状でいいというふうに考えているわけではありませんけれども、これまでもそういった業者の皆さんとの協議を担当課のほうには求めてきているところでもありますけれども、なかなかいい解決に至っていないので、さらにそういった話し合いを進めて、いい解決方法を模索するように求めていきたいというふうに思います。

それと、最後の公共建物の雪害、職員の管理の甘さというご指摘がございました。結果あれだけ多くの施設の倒壊や損傷を受けたということについては、本当に申しわけないという思いであります。ただ、その際にも申し上げましたけれども、職員は何も見えていなかったわけではなくて、パトロール等を行っていて、その時点の中で大丈夫という判断であったり、手だてを講じる間もなく倒壊というようなことに至ったのかなというふうに思っています。その辺については、今後に生かす反省としていかなければならないというふうに思っています。改めて管理している建物のパトロールを徹底して行ってもらおうということと、必要な場合については適切に除雪を施すというようなことで対応を図っていきたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、何点か再々質問させていただきます。

土屋課長、今一人でパトロールをやっていますよね。主査が体でも悪くなって動けなかったら、すぐ体制的にとられるのですか。それをちょっとお聞きしたい。本人が体調不良の場合、風邪のときとか、何かあったときに役場としてどういう体制をとるのか。それができておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

それと、交差点の雪については、これは私は何回も言っているのです。毎年言っても結論が出ない。これは常識がない。町の除雪車が入って雪を投げた後の夕方ですぐ置くという、人間性がわからない。これは、呼んで、言って、それで自分たちで置いたものは、天気の良い日は雪投げはないのだから、ダンプでも持って行って協力して雪を投げる。これは幾らかかるか、ダンプ借りて、雪を投げて、除雪センターに持っていくのが。これは徹

底的に私はやってほしい。私たちのほうも道道の除雪をやっているけれども、民間の除雪の人が早いのです。私たちは5時から出ますから、その間に3時か3時半ころから出て、もう置かれてしまって山になっているから、あの人たちというのは時間がないから、ただ置いていだけなのです。角のところに置いて、上げてくれればいいのだけれども、上げないから、どんどん、どんどんたまってくる。押してくれれば問題ないのだけれども、やっぱり常識がない。これは指示したほうがいいです。

あそこは、看板を立てて、雪を投げるなど。私が考えたのは、あそこに子供たちの雪像でも立てたらどうかと、こども園の生徒を連れてきて。そしたら、今度私が道道の雪を投げるのに困るなど思っている。こども園でもあんなところに子供たちの雪像をつくったり、何かやれば雪は投げないのかなという思いもありますけれども、これは徹底的にやってほしい。常識がない。事故が起きたらどうするのですか、それだけです。

それと、子供たちのことを言うと、1点だけ、大雪が降れば早朝から大型の機械が出ていって、子供たちの通学路のところであけていないところも見受けられる。これは、将来を担う子供たちのことを考えれば、雪が降ったときはどういう体制でやっていくのか、やはり通学路だけはちゃんとあけてほしいというのがある。

それと、もう一点、町の除排雪のときに臨時職員が交通誘導指導員をやっている。これは、町の除雪計画に基づいてやっていることなのか。あくまでも道道とか国道に出て、町道から出るトラックを誘導している。これは無資格ですよ。無資格の者が交通誘導員として作業していいのか、これをお伺いしたい。

以上です。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） ただいまの質問にお答えします。

除雪パトロールについては、今は1名体制でやっています、何かあればなかなか難しいものがあるので、今後は2名体制以上でできるように担当と打ち合わせしてやっていきたいと思っております。

あと、3番目の誘導員に関してなのですが、除雪計画の中には入ってはいないのですが、ちょっと確認して、また今後対応していきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、交差点の問題、先ほどもお答えしましたけれども、議員がおっしゃるように常識がないというようなご指摘について、私もきちんと実態を詳細に確認をしない中でそのように解釈するのがどうなのかというふうには思うところがあります。先ほど申しあげましたように、公共の除雪と民間の除雪の両方があって今地域の皆さんが大変な冬を乗り越えているのかなというふうを考えておりますので、そこはもちろん不適切な点があれば正していかなければならないというふうに思いますが、より町民の皆さんの冬の生活環境が安全に確保されるための対策としてどういうやり方がいいのかという視点で考えていきたいというふうに思っていますので、よろしくご理解を賜りたいと思

ます。

それと、通学路については最優先にあけているというふうに認識しているところで、その辺の間に合っていない実態があるのかどうか、そこはしっかり確認をさせて、もしそうであればその対応を図るように指示をしたいというふうに思います。

それと、除雪の誘導のところでありますけれども、誘導に関しての資格の問題、これはこれまで正直議論されていないというふうに思います。法的に必要な対応等もしっかり確認をした上で、現状の改善を図るべく検討させるようにしたいと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問を終わりましたので、これ以上できませんが、土屋課長の答弁は何を言っているかわからない。私が再質問で聞いたことに対して、私が聞いているのは一人体制で体が悪くなって体調不良のときに、出られないときにどういう体制でやるのだと、私はそれを聞いているのです。ちょっと理解ができません。後でゆっくり行きます。もう質問できませんから。そこが心配なのです。一人がだめになったら、誰が行って、どういう体制でやるのだと、そこなのですよ、問題は。

一応再々質問を終わりましたので、ことしも雪が生活道路に影響を及ぼす時期となりますが、町民が望まれるような除雪の努力をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（村山義明君） ここで11時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号6番、東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 受け付け番号2番の東海林が質問いたします。

まず、1点目、障がい者の雇用促進について。公的機関としての雇用率は当町は2.5%を達成していることになっています。臨時職員の雇用契約について伺いますが、1年を超える雇用契約の事例はありますか。また、1年雇用契約の臨時職員の再雇用を約束しているのですか、伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 障がい者の雇用促進についてのご質問にお答えしたいと思います。

臨時職員の雇用は、6カ月ごとの更新であり、1年雇用及びそれ以降の再雇用を約束しているものではありません。ただし、実績としまして多くは1年を超える雇用を継続している実情にあります。公的機関として障がい者の雇用につきましては、常勤、非常勤等を問わず、採用から1年を超えて勤務する者、また見込む者を含むという規定となっております。このことから、採用の段階では見込みで障がい者雇用数を報告しているものであり

ます。あわせて、現時点で雇用数を報告している障がい者数は3名であり、1年間以上継続して雇用を行っていることをご報告をいたしたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 私は、問題について一番心配しているのは、臨時職員を採用する仕方として半年、または1年という形になると思うのですが、これが1年であれば、法の精神からいうとこれはだめなのです。基本的に1年を超えなければだめなのです。そういった雇用の仕方をしている契約であれば、これはオーケーだと。ただ、町長は今規定されている、見込みであればいいという規定になっていると言う。規定ではありません、これは。北海道労働局職業安定部長、ことしの8月31日に出した書類によって言っているのです。雇用が1年であっても、見込んでいけばいいということで、これはここでの取り扱いをするということでもあります。基本的には1年契約の者に対して来年の雇用を約束することはできませんよね。それはそれで当然であって、だけれども来年も見込んでいるということになれば、これは今はセーフになっているのです。でも、法の精神はそうではないのです。法律は、そういうものは職員としては認めませんという法律なのです。

そこで、私は伺うのですが、見込みだからいいのだ、これは今の国が言っている働き方改革に合致しますか。こういう雇用形態で臨時職員を採用していく、地方公共団体としてこういうやり方は国の指導と合致していると思いますか。私は、していないと思っているのです。ですから、今後の問題としてさらに町として検討せざるを得ないだろうと思うのですが、その辺はいかがなものかと伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 現状3名の障がい者を雇用として行っているということでありませけれども、いずれにしても障がい者の枠を設けて、その枠として採用したという経緯ではなく、採用した方に障がいをお持ちの方がいて、今でいう法律の規定をクリアしているというような状況にあるということが1点。

さらに、今の雇用形態が通常考え方としては半年、地方自治法も半年を2回というような規定になっている中で、人件費の抑制等も含めて臨時的な任用の職員を一定数中長期的に抱えなければ運営し切れないという実態の中で生まれている現状だというふうに思っています。これが望ましいかと言われれば、そういう考え方にはならないというのは議員おっしゃるとおりだというふうに思います。今臨時職員の雇用の問題も、新たに平成32年度から期限つき任用職員という制度が変わって、ある意味クリアはしていくのかなというふうに思うところではありますけれども、一方でしっかりと正規の職員の枠としても障がい者の枠を設けて採用を目指すというような、そういう考え方が必要ではないかというふうな認識を持っているところです。今後そういったことにおいても検討して取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでありますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 大変いい答えだったです。私が言いたかったのも、基本的には障害者雇用促進法で言っている障がい者の受け入れの仕方は、たまたま入れた者が障がい者だった、たまたま職員が障がいを受けて障がい者になったでは困るのであって、正規の採用枠の中に障がい者の枠を設けなさいというのが法の精神なのですから、町長の今の答弁は非常にいいなと思って、評価いたします。

では次に、2番目の森林、林業、木材産業の施策の充実についてというところで、門外漢である私が申し上げますのも、私は林活議連の当町の会長としてやっておりますし、道北の幹事としてもやっておりますので、非常に私も興味を持って当たっている問題であります。今年度税制大綱では、森林環境税、森林環境譲与税、これは仮名ですけども、創設が決定されました。また、新たな森林管理システムにかかわる森林経営管理法が成立したことにより、森林整備などを促進する市町村段階での体制強化が重要な課題となります。環境税の徴収は2024年からですが、事業は来年度から予算を配分されます。町として現在どのような対応をしていますか。私は、来年度は環境税を徴収しないけれども、国が特別に支出するという国の力強い積極的なやり方なのですが、それだけに規制が大変強くなるとして心配しておりました。

以上でお願いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 森林、林業、木材産業の施策の充実についてというご質問にお答えをしたいと思います。

まず、森林環境税が創設されましたことは、農山村の自治体における悲願であって、大変喜ばしいことであるというふうに思っております。平成31年度から施行される森林経営管理法では、経営管理が適切に行われていない森林について市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲、能力のある森林経営者をつなぐことにより、林業経営の効率化や森林の管理の適正化の促進を図ることとされております。このため、市町村の役割がより重要となりますが、現状では森林行政に精通している職員は限られており、町としての推進体制を充実させていくことは重要な課題と認識をしております。このことから、道に対しても派遣による森林行政に精通している職員を要請している段階でありまして、新年度からの派遣が可能となった際には、派遣職員を中心に既存職員のスキルアップや若手職員の育成を進めてまいりたいと考えております。なお、森林環境譲与税につきましては、道の試算によると本町の平成31年度の交付額はおよそ500万円程度と見込まれており、段階的に交付額の配分は増額される見込みであります。具体的な用途につきましては現在検討中の段階ではありますが、既存の事業や補助金への充当は認められていないことから、関係者や振興局とも十分に協議検討した中で、本町の林業の活性化のために効果的な活用を進めていきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 再質問させていただきます。

まず、1点目なのですが、町長が対応しようとしているところでちょっと心配なのは、当町の職員の中に少なくとも高等学校の林科を出ているとか、大学のそういった科目を出た人はいないのです。そのことから、しかし素人であっても一生懸命やってくるとそれはそれなりに経験者と認められる場合もあります。ただ、私が心配しているのは、いいかげんな対応では許してくれないと思うのです。相当きつい要求がたったの500万円の補助であっても来るのではないか。これは継続して来ることです。そこで、道庁あたりに派遣を期待している。それは期待はいいでしょうけれども、そんなことでいいのか。派遣してくれなかったらどうなるのだろう。今までもそうなのだけれども、森林の問題では当町の中頓別・浜頓別町森林組合が非常に組織としてもいい経営をしている。指導もいい指導をしているということで、どちらかという丸投げしていろんな町の森林関係のことを森林組合にお願いする部分が随分今まで例が多かったです。今回のこの制度についてもそれは考えられるのだけれども、それは許されないので。ここにも書いてありますように、既存の事業及び補助金への充当は認められないのです。ということは、新たな森林管理の現実的な対応を迫られるわけです。例えば期待されているのは人材の育成です。そういったことに対してちょっと心配なのは、道からうまく派遣してくれればいいけれども、派遣してくれなかったらどんな対応ができるのですか、それが1点。

それと、具体的にこの事業でどんなことをしようとしているのか、それも1つ伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、職員の派遣についてですけれども、派遣が実現するかどうかというのは、おっしゃるとおり先方の事情もあるので、確定した話ではありません。ただ、その成否にかかわらず、今後町における林業政策のかなめとなる人材をしっかりと配置をして育てていくという体制をとっていきたいというふうに考えています。これまで林務を経験してきた職員もいないわけではありませんけれども、それぞれ立場も変わったりとかがして行く中で引き継がれていない現状がありますので、そこをしっかりとつなげていくためにも、あるいは新しい事業に取り組むためにもそういう人材の配置、育成ということに取り組んでいくと。その上で道からの資本による派遣の人材が得られるとさらにその対応が加速できるかなということで、今お願いをしているというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。

それと、この森林環境税を生かしてどういう事業に充てていくかというようなところについては、大変申しわけありませんけれども、現段階で私のところで協議するところまで至っていないのが現状です。まず、この制度を活用してできる事業等に関する情報の収集、整理、今担当課のほうで進めてくれているところでもありますけれども、新年度の予算編成のまだ取りまとめ過程にもありますので、これからそれらの対応についての具体的な詰めを進めていかなければならないというふうに考えているところでもありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 再々質問ではないのですが、町長の立場でいうと非常に職員配置やそういった専門家の確保というのは難しいと思うのです。しかし、これは待ったなしですから、あと3カ月しかないわけです。その間に相当な事務作業があると思いますし、技術的なことがかかってくると、中途採用でもいいからきちっとした、町有林も大分多くなってきましたから、そういった専門職員を採用する必要があると思うので、その辺を検討いただければと思います。

それで、3番目ですが、社会教育専門職の配置について伺います。これは社会教育主事のことではありますが、1点目はいまだ配置されない理由を伺いたい。

それから、2点目、人材確保のための手だてはどのような内容でありましたか伺いたい。

3点目としては、今後の配置に対する考えはいかがなものか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 東海林議員の質問に答弁させていただきます。

3点あります。まず、1点目ですけれども、いまだに配置されない理由についてです。受験資格、昭和48年4月2日以降に生まれた者、社会教育主事の業務に5年以上従事した経験を有する者等を有する応募者がいなかったことによります。

2つ目、人材確保の手だてはどのような内容でしたか。宗谷教育局社会教育指導班、元社会教育主事で現在小学校の校長、この方を通して大学の社会教育主事養成に係る担当者に適任者の情報提供を依頼しました。残念ながら、現在までに適任者の情報はありませんでした。

今後の配置に対する考え方ですけれども、配置したい思いに変わりはありません。今後とも配置、採用に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） まず、1点目の配置されない理由ですが、教育長に申し上げますが、行政というのは行政目標があって、例えば物をつくるとか、人を育てるとかということもこれは行政目標なわけです。はっきり申し上げますと、スキー場の改修予算をとって、できなかったというのは、これは行政目標を達成できなかったということなのです。これは、行政官としては非常にマイナス評価される場所なのです。同じように、教育委員会という専門的なものを扱うところで、その専門職を配置しようとして配置できないというの、これは行政が変にマイナス評価される要因になるわけです。行政目標というのは、そういった大事なもので、少なくとも年度当初に決めたものであれば絶対に達成しなければならないのです。それができないときに行政官としての評価も決まるし、そういった厳しい内容をご承知だと思つて申し上げますけれども、ただこういう人を募集していますで来る人はいないですよ、今こういう専門職で。それは、町長が土木技術者、建築技術者が欲しいといつてもなかなか難しいのと同じように、それはそれで大変だと思つています。だから、目標を立てて、ことしも終わろうとしています。

ですから、何回養成機関へ行って打ち合わせしましたか。そういったことも本当は私は聞きたいのです。教育長、道教委に行ったときに必ず社会教育課へ寄っていますか。私は、少なくとも現職のときは必ず社会教育課へ寄ってきました。それで、いろんな情報をとっていました。宗谷だけではちが明かないですから、少なくともそういうところでのいろんな情報をもって、あの人ならいい人だからというようなことや、それから教育長、私は若い人でばりばりの社教主事もいいと思うけれども、定年退職した人も経験豊富な方でサジェスチョンするにはいいと思うのです。そういう方も含めて広く教育長に動いていただきたいと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

それから、配置したいという思いはありまして、それは私も十分感じられるのですけれども、今年度はもう無理だと思うのです。ですから、それはそれでやむを得なかった。努力した結果そうだったから、やむを得ないと思います。だから、今頑張らなければならぬですよ、これから年度中に来年度からのことを。幅広い意味で私は社会教育主事の配置をしていただきたいと思ひますし、これらのきちんとした配置が町の文化や教育の数段レベルアップを図る要因の一つにあると思うのです。そんな期待を込めて、社会教育主事の配置に努力していただきたいと思ひますが、当面期待しているのはこの3月までの教育長の動きでありまして、今後どういうことをしようとしているのか伺いたいと思ひます。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 大変厳しいご指摘をいただきまして、反省するところでございます。ご指摘のとおり、行政目標として社会教育主事の配置はいまだなっておりません。ただ、申し上げれば、何もしなかったわけではなくて、2番目に記載したように宗谷教育局の社会教育指導班の主査に、どなたかいないかということは私のほうでお話をしました。それから、現在小学校の校長さんは、元教育局と一緒に仕事をしていた人で、この方は社会教育主事です。あと2年で退職ですけれども、私は中頓別町に来てくれないかというような思いもちらほらとは申し上げました。この方はいろいろと社会教育主事をやっていたので、つながりがあるわけです。どなたかいないかということも話をしました。正直申し上げて、社会教育主事を有する者はいるのですけれども、この年齢等でなかなか転職するという人は見当たらない。これに当たりました。大学のほうは、学生はいるのだけれどもというような話も聞いたのですけれども、私は経験者が欲しいという思いなのです。そこで、なかなかそれ以上のものはできなかつたのですけれども、ただ私が持っている情報では、有資格者で近隣の社会教育施設に勤めておられる方がいるという情報は持っています。この方がどうなるかわからないのですけれども、まだ諦めてはいないということでございます。

それから、道教委に云々でございますけれども、私はあそこからもう4年離れているのですけれども、なかなか足が向かないような状況でございますけれども、正直申し上げまして社会教育の方等々、自分のついでいきますと非常に苦しいものがございます。誰か紹介していくということは可能かと思ひますけれども、多分道教委に行ったとしても、宗谷

の社会教育主事の主査が言ったのと同じような状況ではないかと私は考えています。でも、この配置に向けて取り組む姿勢というか、気持ちだけはまだ持っているということで、東海林議員にお願いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 終わりますが、私は3点、大変厳しいことを言っておりますけれども、私の思いのたけでありまして、同感いただける部分もあるのでないかと思います。今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号3番、議席番号4番、宮崎です。私の一般質問の1問目は、新法人は全町民のための組織なのかということから伺いたいと思います。

10月1日付で新設されたなかとんべつ観光まちづくりビューローなる一般社団法人は、観光振興計画の肝とされている中頓別版DMOと言える組織なのか。これまでの議論からしても、先行きは非常に不透明と思われる新組織でありながら、鍾乳洞まつりや夏まつり、しばれまつりなど、本町を代表する祭事等を主体的に運営することだけではないと明言しているが、新たに多額の税金が投入されるとしたら、これまで観光協会が担ってきた町民が楽しみにしているイベント運営の機能も当然備えるべきという意見もあり、観光開発同様、職員等の人員を引き抜かれる形となった観光協会も解散消滅となった場合のイベント対応などについてはどのようにお考えでしょうか。

新法人は、敏音知地区を再開発するためだけの組織なのか。であれば、今の名称には語弊があるので、ピンネシリ観光再開発ビューローなどと改名されてはいかがでしょうか。結局はDMOの趣旨に反した行政主導の第三セクターではないか。

また、聞くところによると、一般的な法人の社長に当たる本一般社団法人の代表理事には、町としても町長としてでもなく、小林生吉氏が一個人として就任しており、企業の株主に当たる役員の手頭には町民という意味での中頓別町ではなく、町行政として中頓別町を設定したとのことでありますが、これは事実でしょうか。100%税金で設立、運営する組織を町長と行政が私物化したことになるのではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 新法人は、全町民のための組織なのかという趣旨のご質問についてご答弁を申し上げたいと思います。

一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューローは、当面は敏音知地区を中心にした観光関連施設の一体的な運営を行い、経営の効率化を図るとともに、これまで各施設ごとに行われてきたサービス等の提供を一体的でより充実したものにリニューアルするなどにより、顧客満足度を高めていく事業を推進していくこととなります。運営当初は敏音知地区での事業が主体となりますが、新組織の最終的な目標は、通過型の観光から滞在する

時間をふやし、本町が旅の目的地となり得る観光地にシフトしていくことであり、リピーターをふやし、交流人口や関係人口の増加を図り、最終的には移住定住者をふやしていくことを目指していくところでもあります。そのためには、中頓別鍾乳洞や砂金掘り体験場などの観光関連施設の活用はもとより、町民の皆さんと一緒に訪来者のガイドや交流を深めることが重要であります。将来的には新組織が本町観光全体のグランドデザインを構築し、訪来者と町民の皆さんとの橋渡し役になることにより、観光を通じた地域づくりが推進され、本町の活性化につながっていくものと考えております。

新組織では、地域の情報発信を含めて中頓別町を広くPRし、訪来者をふやしていくことを主眼に進めていくため、その目的に合致した事業との連携は検討しておりますが、町内で行われる既存のイベントの運営を担うことは想定をしていないところでもあります。観光協会事業の継続や体制のあり方につきましては、協会内で協議検討されているところでありまして、協会としての方向性が示された時点で町として改めて検討するべきものと考えております。

一般社団法人の代表理事就任につきましては、設立時の規定により、法人等の名義では就任することができないとのことから個人名での代表就任となっておりますが、観光を通じた地域づくりの核となる組織であることから、行政全体として全面的に支援、協力していくという考え方を持っているところでもあります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長のほうからこのDMOの考え方等についてお答えをいただきまして、昨日ですか、配付された広報のほうでもこのDMOの特集的な記事に少し目を通す時間がありまして、このお答えだとか、広報を見て改めて思うのは、我々はわかっていますけれども、町民の皆さんがこれをごらんになってどう思われるかということです。まず、かなり勘違いをされている方が多いというふうに感じます。これは説明不足でしかないと思うのですけれども、観光開発株式会社と観光協会と行政が合体したのでしょうかよく聞かれるのです。でも、実際はそんなことはないわけで、組織として残っていると言えるのは行政というようなことになるかなと思いますけれども、観光開発については解散が決定していますし、観光協会の行く末も決まっておられませんけれども、ビューローが組織を一本化した融合体にはならなかったということだけは事実なのですけれども、その点については広報等でも曖昧というか、ちゃんと触れられていないなというふうに感じます。

また、その事実をご存じの方からはまた違って、結局こういう形になるのであれば、観光開発株式会社で一本化すればよかったのではないかなと、これも思われて当然だと思いますし、私自身もそう思っています、今でも。せっかくの既存の法人というのがあったわけですから、これを活用すれば今やっている法人の解散であるとか、そして新法人の設立登記というような手間であるとか無駄な経費というのを費やすこともなかったというふうに思います。恐らく少し定款を変えるとか、そういったことで済んだのではないかと。この点もう決まっていることではあるかもしれませんが、町民の皆さんが納得できるよ

うな説明を改めてしていただきたいなというふうに思います。

また、この点について私は最初の質問でビューローは第三セクターではないかというふうに申し上げているのですけれども、これは多分第三ではなくて第一セクターというような感じに訂正したほうがいいのではないかなと思います。これは、国及び地方公共団体が経営するいわゆる公営企業というものにビューローは近い形にあるのではないかなと。これはなぜかという、これも先ほど申し上げておりますけれども、100%税金で設立、運営されようとしている組織だからです。これは私の個人的な見解のようなものなのですけれども、DMOというのをわかりやすく言うと、観光に関する三セクなのではないか、そういうことが言えるのではないか。ですから、三セク自体はDMOの趣旨に反していないのではないかなと思うので、そこは訂正したいなと思うのですけれども、これは三セクというのは国や地方公共団体と民間が合同で出資、経営する企業というふうに位置づけられておりますので、この点からいっても、出資であるとか会費というような形で個人的にも応援できる組織のほうがDMOには適しているというふうに思われますが、現状そのビューローというのはそうではないですよ。

私も観光開発株式会社の株主であり、観光協会の会員であり、理事もさせてもらっているのですけれども、このビューローの設立というのは観光開発の解散、観光協会が現状路頭に迷うようなきっかけになったわけですから、正直携わっている者としてはけんかを売られたという印象があります。売られたけんかは買いますよと思う株主であり、会員というのは私だけではないと思いますし、これまで最低でもどちらかの組織を応援してこられた方々の中でビューローを応援したいと思う人は、こういう形にしてしまったら多くはないのではないかなというふうに思います。ですから、観光開発の解散ということはもう免れない状況になってしまいましたけれども、いまだにはっきりとした結論が出せずに会員の皆さんに説明できないでいる観光協会という組織に対しては、私は行政のほうから、そういう話し合いももしかしたらされている部分があるかもしれないのですけれども、私は目にしていないところもありますので、行政のほうから頭を下げて、イベントの運営に関してはぜひ続けていただきたいと、全面的に協力をしますのと、これを会員の皆さんの前でお願いをするというのが何十年も町に貢献してきた組織に対する私は最低限の礼儀ではないかなというふうに思いますので、まずこれらの点について再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、新しいDMOの組織について住民の皆さんへの説明がなかなか行き届いていないというか、わかりにくいところがある点については今後もしっかり説明を続けていく努力が必要かなというふうに思います。その中で、お話があった観光開発株式会社での一本化という選択肢ももちろんあったと思いますし、ある意味観光協会の一本化という方法ももしかしたらあったかもしれないというふうに思います。その中で今こういう一般社団法人を設立して進むということの判断について、最善だというふうな判

断をした上で今に至っているというふうには私は考えていますけれども、基本的には本町における観光振興が民業として成り立つのが一番望ましいのだというふうには思います。仮に公設であったとしても、施設だけ借りれば、あとは全部民業として成り立つ。しかも、その中で利益を得られるというような状況が想定されるのであれば、それが一番望ましいのかなというふうな思いもあります。そうなれば、株式会社というような形が考えられるのかなというふうに思います。

ただ、当面本町における観光が事業として採算性を持って成立するというところまでいくのはなかなか厳しいところがあるのかなというふうに思います。そう考えると、新しい組織が要するに株式会社のように出資者を募って、そしてその出資者に対して配当していく、利益を得て配当していくというような組織ということにはならないのではないかなというふうに考えていく中で、公益法人ではありませんけれども、平成20年にできた新しい制度の中で一般社団法人というのができていますので、こういう組織形態をとって進んでいくことが望ましいのではないか。その中で指定管理を町からしていくわけでありませぬけれども、指定管理の中で剰余金を生み出していきながら、当初町が出資すること、ちょうど補正予算でも提案させていただいていますけれども、そういうものも町のほうに返して行って、行く行くはそういう資金を社団法人として留保を持ってやっていけるような、そういう組織になっていくことが目指していくところになるのかなというふうに思っています。そういうことで、一般社団法人という形がよりいいのかなという判断をしたということでもあります。

そのためには、これからも法人としての努力は不可欠でありますけれども、そういった中で当面軌道に乗っていくまでの間は専ら町の指定管理の仕事をしていくことが中心になりますので、先ほど私的な立場というふうなご指摘もありましたけれども、何かあったときの責任として、これは町に負わせるということではなくて、私自身が負わなければならない。法人に対する責任であったり第三者に対する責任は、私自身が負う立場として責任を持たなければならない。そういう趣旨で町民の方ともお話ししたつもりなのですが、もしかしたら誤解というか、うまく伝え切れていないのかなというふうに思います。当面この法人が設立して軌道に乗っていくまでの過程において、町としてということもありますけれども、町長としてしっかり責任を果たしてまいりたいというのが本意でありますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

それと、観光協会との関係でありますけれども、会長とはこの春からずっとお話をさせていただいておりまして、私としても心から観光協会がこれまで果たしてきていただいた功績というのは大きいというふうに思っていますし、それをないがしろにするつもりも踏みつぶすようなまねをするつもりも全くありません。ぜひこれはこれまでの実績を踏まえて、これらが継続していくことを望んでいきたいというふうに考えているところであります。そこについては少なくとも会長との間では誠意を持って私も担当も当たって協議を進めてきているつもりであります。どういう結論になっても、しっかりこれまでの観光協

会の活動が生かされるような体制を構築したいというふうに考えております。議員がおっしゃったように、うまくその辺が伝わっていないところがあるのも十分に認識しておりますので、今後のイベントの継続や取り組みなどに対して説明をさせていただいたり、あるいはお願いをしたりというような機会をつくっていただければ、積極的にそれに対応させていただくというふうな考えでおりますので、決してけんかを売ったつもりもなく考えているところなので、誤解を解くように努力をしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長がお答えいただいたように、将来的には民業ということで、行政などの資金であるとか助けがなくても民間の事業者として運営していけるというのが、完全にこれは私もそう思っていますし、理想ですし、そうなれば別に何を言われる筋合いもないかなというふうに思うところなので、ぜひこれは目指していただきたいと思います。

ただ、出資をして配当するというような、そういう法人のような形は難しいというお答えでありましたけれども、今の一般社団法人の中でも会費の規定というのが恐らく規定されている部分があるのではないかなと思うのですけれども、出資ということではなくても個人が会費を出したりということが出来る。一般社団法人はそういう形だと思いますので、これをもっとたくさん募集して、町民としてもそうですし、一個人としてもさらに応援できるというようなことはどのように、会費は現在取られていないとは思いますが、規定はされているのかなと思うのですけれども、これを伺いたいのと、それと町長にお答えいただきましたけれども、代表理事というのはご自身が責任をとるという意思の部分もあるということで、すばらしいと思うのですけれども、例えば町長がいつか違う方になったりしたり、町長が町長でなくなった場合には代表理事に関してはどういう考えを持っているのか、町長がやっぱり責任をとるという考えのもとに町長になった人になるのか。

それと、先ほど最初の質問にもありましたけれども、役員のほうでいくと行政という意味なのか、町民という意味だとは思いますが、これはいいです。

代表理事の関係を再度伺いたいのと、それと今回指定管理の指定というのが出ていますけれども、温泉とか道の駅に関しては1月1日から指定管理を担うということになると思うのですけれども、その準備というのは問題ないのか、1月1日からスタートできるのか。ちょっと準備がおくれているというような話も聞きましたので、これも加えて伺いたいのと、観光開発の解散の時期が臨時会後の全員協議会の中では年度末というようなお話があったような気がするのですけれども、3月、4月というような、これがもしかしら12月、今月中に早まるのではないかという話もちょうと耳にしたので、この辺再度確認させていただければと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 設立時の定款においては、会費の規定を設けていないということでありまして。そういう町民の思いがあるということであれば、そのあたりの取り扱いにつ

いても今後に向けて検討していきたいなというふうに思います。

代表理事につきましては、町長が交代するのは当然あり得る話でありまして、基本的には町長となった人が引き継ぐのが本来かなというふうには思います。ただ、そうではない事例も、責任をとって第三セクターの社長をそのまま続けられているという事例もあるので、そこは協議の上でということになるかなと思いますけれども、基本的にはやっぱり町長の立場にある者が当面はその責任に当たっていくということが望ましいかなというふうに思います。

あと1月1日からの準備や観光開発の解散に関するところにつきましては、課長のほうから。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、3点目、4点目については私のほうからご説明させていただきますと思いますが、指定管理の手続の関係につきましては確におくれぎみなところがございます。今精力的に準備を進めているところがございますので、1月1日から運営できるように全力を注いで向かっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

あと、もう一点、観光開発株式会社の解散についてということですが、解散に当たっては今ある清算も行わなければならない。実際にお金がどれくらい残るかですとか、出資金の取り扱いだとかということもござひますので、まず一回事業を停止する。観光開発株式会社としての事業を終了させるのを12月末ということ考えています。その後公示期間とかがあって、請求権がある民間の方だとかがないかどうかという確認期間を経て、その後実際に今会社の資産とか剰余金などがどれくらいあって、それをどう処分していくのかという清算手続に入るとござひまして、前回お話ししたときはそれがおおむね、清算手続が順調にいけば3月、年度内で清算が可能かというふうに考えていたところござひますが、実際それが株の状況ですとか、株主さんとの話とか、株主さんの所在だとかということ今調査中のところありまして、その辺の手続が完全に終了するという時期がまだちょっと見えていないというところござひます。基本的には年度内に一定のめどはつけたいというふうには考えておりますが、今後清算手続の状況によっては最終的な清算手続が終了する時期はもう少し先になるというほうが強いかなという認識でおります。

追加で申しわけありませんが、今観光開発株式会社では12月末で解散するという手続を経るための臨時株主総会を12月21日に予定しております。その招集の案内は近日中に株主さんのほうに送付されるというふうに手続をしておりますので、ご理解いただければと思ひます。

○議長（村山義明君） ここで昼食のために休憩をしたいと思います。午後1時から再開いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

宮崎さんの一般質問を続けます。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、2問目に移ります。

寄附採納の基準は緩和されたということかということでお伺いします。今期に入り、本町行政は行政運営上必要であると判断し、行政側から譲渡を依頼するような物件に限り、土地や建物の寄附も受けているとのことでありましたが、先日新たな物件の寄附を受けようと議会に説明があった元商店の土地、建物については、持ち主からの依頼に応える形で活用方法を後から考えたとのこと。その後寄附採納は行われたのでしょうか。

協議の中で私はこれまでと話が違ふと明確に反対の意を示したにもかかわらず、寄附を受けたとすればもともと議論の余地など持ち合わせていない案件だったということになりますが、同時に寄附採納の基準もぶれてしまったということになります。依頼を受けてから用途を考えるという前例をつくってしまった以上、寄附採納の基準は緩和されたと言わざるを得ませんが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 寄附採納の基準に関するご質問にお答えをしたいと思います。

寄附採納の方法には、公衆用道路敷地のように町が必要として地権者に土地等の寄附をお願いするもの、また本件のおり持ち主から寄附の申し出があり、町で必要と思われる場合は寄附採納を行うものの2種類の方法があります。いずれもその必要性を寄附採納審査会で審議するものであり、その審議の場で必要性を確認し、寄附を受ける、受けないを判断しているところです。

本件に関しましては、平成30年6月5日開催の全員協議会で議員より、建物の中にあるもので使用できるものはよいけれども、明らかに必要ないものは本人に処分してもらうべき、寄附を受けるのは町の判断でよいが、なぜ寄附を受けたのかの理由づけを明らかにすべきとの2点についてのご指摘をいただいたことでもあります。寄附採納審査会でも、本物件を受けるに当たり、寄附を受領するに当たって建物内にある物品について町で使用しないものは申請者が処分することの附帯意見をつけ、寄附を受領しているものです。現在申請関係者の引っ越しが終了し、町として必要とするもの、必要としないもの、自身で処分を行うもの、町民にリユースするものの方の仕分けが完了しておりまして、申請者に必要のないもの等の処分を進めていただいています。このことから、所有権移転登記事務を進め、登記が完了次第、広報により寄附を受領した理由を町民にお知らせすることとしております。

以上です。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） これまでも私は町に対する物件、本件のように主に不動産の寄附について何度も伺っているところなのですけれども、方法が2つにこのようにはっきり分かっているというのは知りませんでした。そのようなお答えはこれまでなかったかと思えますので、これは今回が初めてではないかなと思います。恐らくこれまでのお答えはこの2つがまざっているような内容だったと思うのですけれども、前者の公衆用道路敷地のように計画上どうしても必要ということであっても、ちょっとただではということになれば購入しようと思いますよね。そういうことを伺っているのではなくて、町が全く今回のように想定をもととしていない物件の寄附に対する考え方を伺ってきているところなのですけれども、それでは例えば今期の主な寄附物件については、この2つがあるとしたらどちらに当たるのか。例えば現在の定住促進住宅はいかがか、もとの信金住宅で、その後は南宗谷福祉会の持ち物から町に寄附されました。あとは、役場の裏の今車庫用地になっているところ。それと、病院の近くのもと町職員さんが持っていた土地。これら3点があったかなと思いますけれども、それぞれどれに当たるのか伺いたいと思います。

また、後者のほうの方法とされる本件と同じような例というのはこの中にあるか、今期ほかにあったか。今期ないとしたら、過去にあった事例なんかでもいいので、店舗つきの建物というような物件の寄附というのがこれまであったかどうか伺いたいと思います。

それと、最後のほうに広報により寄附を受領した理由を町民の皆さんにお知らせするという、これについては全員協議会の中でも出ていることですし、ぜひやっていただきたいと思うのですけれども、今後されると思うのですけれども、一体どのように説明をされるのか、その理由についてこの場でもぜひお答えをいただけたらなと思います。

また、それはいいと思うのですけれども、理由をただお知らせするだけでは不十分ではないかなと思います。恐らく私は全員協議会するときにもこれは言ったと思うのですけれども、ですからこういった形でも寄附の申し出というのは可能ですから、このようにもてあます物件をお持ちの方はぜひ気軽に相談してくださいとか、こういうこともお知らせする中ではつけ加えていかなければならないと思いますけれども、これらの点、再度いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） まず、お答えいたします。

病院の横の土地の関係と、それから車庫のところでした。役場のすぐそばの車庫のところかなと思います。あともう一カ所、どこでしたか。

（何事か呼ぶ者あり）

○総務課長（小林嘉仁君） わかりました。

まず、土地の部分に関しましては、これについては寄附の申し出がありまして、町として将来的に使用が見込まれるということをついてこれについては寄附を受けたものというふうに思っております。寄附採納審議会に私は出ていたわけではないので、その辺は詳し

くはお答えできませんが、流れ的にはそういうふうになろうかと思えます。

あと、定住促進団地につきましては、町の方針というか、そういうものもありまして、それについては受け入れをしたと。受け入れをして、町民のために住宅を確保したいという意味合いでなかったかなというふうに思えます。

あと、理由をお知らせするというご話をお話をいただいております。これにつきましてはどのようなことですが、全員協議会でもお話ししたとおり、今のところの利活用の方法としましては、認知症カフェというか、そういうカフェの部分を町の市街地の真ん中でやりたいというふうな話をさせていただいております。これは、同様の部分で出していかなければならないかなというふうに考えております。あわせて、2階の部分の使用するほうにつきましても今の段階では総務課防災の部分の備品等を置きたいとか、車庫等の部分については花だる、今花だるは実は表のほうに出している状況で、シートをかけて何とか保管しているのですけれども、そういったものもそこに置ければというふうな形でお知らせをしていきたいというふうに思っています。

たしか議員のほうでそのときに言われたのが、全部町のほうで寄附を受けるのであれば、受ければいいでしょうと、できないのであればしなければいいしというふうなお話もいただいたと思えますけれども、そのときにこちらのほうでもやっぱり必要性をしっかりと明確にしておかないと町のほうとしても町民のほうに説明がつかないというふうなお話をさせていただいたかなというふうに思えます。これについては、基本的な方針は変わりませんので、もし町のほうにそういうお知らせをしてほしいということであれば、それは可能かなと。ただし、それについてもあくまでも町のほうの寄附採納委員会のほうの審査を経て、必要ない、あるいは必要であるというところをしっかりと明確にしてやっていきたいというふうに思っております。

あと、今までの部分で店舗というか、建物のついているものでこちらのほうに寄附採納した案件がないかということなのですが、済みません。私のほうでは今のところ存じ上げるものはないということで、もしかしたらあるのかもしれませんが、私のほうではちょっと記憶にないということでご報告させていただきます。

足りない部分については、多分町長のほうからご回答いただけるかと思えます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 基本的な質問については、課長のほうから答えていただいたかなというふうに思えます。

若干補足すると、定住促進住宅については本当に住宅が足りないというような状況の中で、町も古い物件の改修をする事業というのもあったので、町からの協議の申し入れもした上で、寄附をしていただいて改修するというふうに至っているというふうに思えます。だから、どちらかというと前者のほうに当たる区分になるのかなというふうに思えます。

あと、最初の質問にも沿うところですが、基本的に寄附採納の基準や考え方が変わっているということではなく、1件1件の申し出に対して協議をすると、検討するという

仕組みになっているというところをご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今ご説明いただきましたけれども、定住促進住宅のご説明からすると、2点あるうちの1点目に当たって、土地の関係については2点目のほうに当たると。店舗付きの本件についても2点目に当たるというご説明になるかと思います。ただ、店舗付き物件で、多分恐らく私もないのではないかなと思うのです、これまでの例としては、今回初めてのような形になると思うのです。そういうご説明をいただいたと思います。

広報のほうで理由であるとかをお知らせしていくということでしたけれども、私が3点目に申し上げた、寄附の申し出を促すというわけではないですけれども、寄附採納に関して平等ではないのではないかと思う人も必ずいるわけなのです。ですから、先ほど申し上げましたけれども、何かそういうのをお持ちの方は、それが採納審査会で審査した上でどちらか、課長がおっしゃるようにそれはもちろんだと思ってしまうのですけれども、申し出があればそれをやりますというお知らせもぜひこの理由と一緒にしていただきたいというふうに私は思っております。

例えばでいいのですけれども、もしお答えになっていただけるのならお答えいただけたらと思うのですけれども、これは町長でも課長でもどちらでもいいのですけれども、例えば中には、建物があつたのだけれども、建物があると寄附するにも町のほうがもらいづらだろうと、わざわざ建物を壊して更地にしたという人もいらっしゃるのです。ただ、そういう方が寄附を申し出たかどうかは私は把握していませんけれども、町の雪の問題なんか先ほど細谷議員からお話がありました。雪の投げ場とか堆積の場所、それとか夏だったら町民の皆さんが使える駐車場とか。そういうものに使っていただけないかというような申し出があつた場合、採納審査会をやってみなければわからないと思いますけれども、可能性として受けていただける可能性は高いか、低いかな。

そして、さっき私が聞いたのは、店舗付きの物件の話であつたのかと聞いたのは、これが本件の所有者の方ではなくて、例えば私がこれから土地、店舗付きで住宅の寄附というのを申し出たら、これは受けてもらえるのですか。前例として今回できたわけですけれども、これについては私からの寄附では受けていただけないのか。人によるのかなと、やっぱりこうやって思う人が多いのです。たくさん同じような物件を寄附いただいても、用途を考えるのは難しいと思うのですけれども、だったら早い者勝ちということになってしまうのか。こういったところでも不平等感を感じる方というのは絶対いらっしゃると思うので、そういったことも含めてお知らせをしていただきたいのと、だとしたら、もしここで答えていただけるのであれば、寄附を受けていただける可能性が高いか、低いかだけでも、もし可能であればお答えいただきたいなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 完全にお答えできるかどうか、ちょっとわかりませんが、お答えしたいと思います。

全員協議会の中でも1点言われていたのが、この部分について固定資産税逃れになるのではないかというふうなこともたしかおっしゃられていたと。これは、議員皆様のご意見ではなかろうかなというふうに思っております。そういった面からいって、広報で大きく出すというのめいかなものなのかなというところも若干思っています。ただ、これに関して町として必要な物件についてという部分はしっかり審議されておりますので、その中での判断というふうになって、どこまで広報で出したらいいのかというところはちょっと悩みどころではあります。

あと、住宅つきの部分が高いか、低いかというところにつきましては、非常に難しい見解というふうに思います。これにつきましても審議会で協議をされて、どういった使い道が、先ほど言われたとおり、例えば雪の投げ場所がないと、ちょうどここがいいねとかという話になったときには、例えば建設課のほうからこういったことも考えられるのではないかというふうなご意見をいただいて、審議をいただくような形になろうかというふうに思います。場所によっても違いますので、逆に言ったら平等性という部分では確保できない可能性もあると思います。細谷議員のほうからも今回一般質問でございましたとおり、交差点の部分の近くであるのであれば、そういったことも可能ということで検討ができるかもしれません。その辺については、その場所、場所ということにもなりますので、議員がおっしゃるような平等性ということはしっかりとしたことはちょっとできないかなというふうには考えております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 1点だけ私のほうから申し上げたいと思いますけれども、先般も地域の懇談会、「町長がおじゃまします」でも、1つ受けたということで、では私のところもみたいなお話もありました。それに関して私が考えるところとしては、今町の中心にある店舗つき住宅、かつてはそこが町のメインストリートで、商業がそこで栄えたところであって、そういうところ、そこだけではないのですけれども、店舗兼住宅があるところは。今人口が減って、商業が成り立つ環境が厳しいという中で、古くなった建物が将来取り壊しをしなければいけないという、ある意味、負とは言いませんけれども、将来負担を伴う財産になっているという状況が否定しがたくあって、そのことからそういうようなお話も生まれるのかなというふうに思います。

ここは、実現できるかどうかはともかくとしても、商工会とも連携をとって、こういうものが、将来後継者がいない建物が価値のあるものになっていく、新たにそこで第三者が継承して何か事業を始めたり活用したりとかというふうに新しく生まれ変わるような、そういう施策を講じていくということも必要なのかなというふうに思います。そういうことを含めて、町内にある資源として活用できるような環境をつくっていくというような努力も図っていく必要があるかなという考えを持っているということをちょっとつけ加えさせていただきます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今課長と町長のほうからお答えいただきまして、課長のほうからお答えがあったので、固定資産税の減収につながるような寄附は受けるべきではないということは私は全員協議会でもずっとこれまでも言ってきました。ただ、物件があると大体固定資産税がかかると思うのですけれども、中には土地で余り価値のないというか、土地に関しては固定資産税がかかっていないものもあつたりします。だから、一概に固定資産税逃れになるわけでも、更地であればそういったものもありますし、町長おっしゃいましたけれども、重荷になるような物件をお持ちでお悩みになったりしているとか、実際「町長がおじゃまします」でも私もという人が出てきたというような、これも私は寄附を受け始めた段階で指摘をしています。1件受ければ必ず出てくるよということを申し上げておりましたので、町民の皆さんが不平等感を感じられないような広報なり、審査会なり、対応をしていっていただきたいというふうに思います。

この質問については以上とさせていただきます。

それでは、私の質問の最後です。3点目、特別職と行政委員等の報酬引き上げについてということで伺います。報酬等審議会が町三役や各種行政委員、議員の報酬を行財政改革前の額に引き上げる答申を出しましたが、町長は月額54万5,000円から70万円と大幅な増額となります。置かなくてもよい副町長は52万5,000円から59万5,000円、教育長は49万7,000円から56万円などという内容であります。本町は管内一小さく、財政力も脆弱な町であり、他町村と比べることにはならず、それでも報酬を戻したいなら行財政改革前の人口、交付税収入についてももとに戻さなければならないということにもなりますが、これは可能でしょうか。

町民の平均年収は極めて低く、そこを放置して報酬額を引き上げれば、ひんしゆくを買うことは必至であり、あまつさえ町職員の給与は毎年上がり、大量採用と相まって行政コストは膨らみ、町民負担は増しております。各種行政委員は、本業がある方もおり、傾聴に値しますが、町長、議員の任期末が迫っており、それぞれが公約として町民に問うべきであり、そうでなければ報酬目当てとみなされます。今後どのように対応するのか町長に伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 特別職と行政委員等の報酬の引き上げについてのご質問にお答えをしたいと思います。

特別職及び議会議員、各種委員会委員の報酬につきましては、報酬を上げることを前提に特別職報酬等審議会に諮問を行ったものではなく、現在の町の財政状況の確認や近隣町村、同一規模程度の町村との比較から、行財政改革前の額に戻すべきであるとの答申を受けました。特別職報酬等審議会での審議におきましても人口の減少や交付税収入の減少にも言及されており、それを踏まえた上で4回にわたる審議を慎重に重ね、その中でも全道179市町村の中で第2位の経常収支比率まで回復した財政状況の評価や今後の財政状況の考察によるシミュレーションをもって判断された結果でありますから、尊重すべき答申

であると考えたというところであります。

来年1月中旬に臨時議会を招集して、特別職を除く議会議員、各種委員会委員については答申どおり来年度からの改正を提案したいというふうに考えております。特別職の分につきましては、答申を尊重しつつも、経過措置を踏まえ、その取り扱いをどうするか、それまで慎重に検討したいと考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再度まず1点、お答えの中で報酬を上げることを前提に諮問したわけではないというお答えですけれども、それで答申の内容が今よりも報酬を上げるべきであるという非常に断定的な結論に果たしてなるのかなというふうに私ちょっと疑問に思うところで、これは近隣町村などと比較したら中頓別町の報酬は低いということが言えますよというぐらいの内容だったらわかるのですけれども、報酬について審議をするということは、上げるかどうかだけではなくて、下げるか、現状維持かというような三択になるかというふうに思うのですけれども、今回の場合下げるという選択肢はありましたか。これは、とてもあったとは思えない。だとしたら、上げることを前提に諮問していないということも言えないのではないかと。実際上げるべきというような意見からこの審議会が開かれてきたところがあると思いますので、それは審議会もわかっていますから、そんなくしてしまう部分があるのではないですか。この点本当にフラットな審議というのが行われたのかなというところがまず1点気になるところであります。

また、審議する材料として他町村との比較を行うというのはわかるのですけれども、本来自治体職員の報酬というのは独自に定められるものであって、他町村より低いからといって、それが報酬を上げる理由にはならないと思います。上げるではなくて、戻すという、私からしたら詭弁ではないかなと思うような表現が使われておりますけれども、例えば今の報酬が適正ではなくて、行財政改革前の報酬が適正であったという根拠はどこにあるのでしょうか。これは、ここ最近になってから、これまでは取りつかれたように公債費比率が限りなくゼロに近づいていますとずっと行政のほうは言われてきましたけれども、今度は何だか至るところで呪文のように経常収支比率が全道第2位になりましたといろんなところで言われているようなのですけれども、財政におけるこういった比率というものは単なる一要素であって、絶対的な基準にはなり得ないと思います。

例えば年商100億円という会社があって、経費が90億円だとしたら、収支はプラス1割となりますよね。片や同規模の会社では年商10億円、経費が9億円、これでも収支はプラス1割です。でも、どっちがもうかっているかは明らかではないですか。比率というものは当てにならないところがあると。また、財政比率的に言えば第2位ということですから、北海道第1の都市である札幌市であるとか、第2と言われる旭川市などよりも上なのだから、報酬を上げていいのではないかと。このだったら、例えば町長は札幌市長以上の、町職員は札幌市の職員以上の、議員は札幌市議会議員以上の報酬を得てもいいということになりませんか。そんなことにはならないでしょう。だから、他の市町村との比較

が重要ではないということです。最も重要な判断基準である町の経済であるとか、町民の平均年収については、これはいかがでしょうか。これは、審議会の中でこういったデータというのは出されましたか、統計されていますか。もしわかればお伺いしたい。平均年収はどうなっているか、その推移とか。

正直この町には、ここにいらっしゃる町職員の皆さんよりもはるかに安い賃金で皆さんよりもはるかにきつい仕事をしている人がたくさんいるわけです。そういう人たちが一番我慢をしてくれたから、借金の額に近い40億円台という基金をため込むことができたわけでしょう。それなのに、何で行政関係者だけが給料を上げようということができのでしょうか。この点についても再度伺いたいと思います。

それと、ご答弁にあります年明け1月に臨時議会を招集して、特別職を除く議会議員、各種委員会委員の報酬を答申どおりの内容で提案するということですが、なぜ町長を初め特別職はここで遠慮されるのでしょうか。また、一般職の手当等についてはどうされるのでしょうか。この点についてもお答え願います。

また、特別職がそうされるからとかでは全くないのですけれども、私も遠慮させていただきたいというふうに思います。報酬が安いのか、高いのかというのは、その報酬で働いている本人が感じることであって、私は自分の報酬を安いとは思っておりません。かなり働いているほうだと思うのですけれども、いただいている本人がそう言っているわけですから、正直これは大きなお世話ではないかなというふうに感じております。このように町三役にも何かお考えがあるのでしょうかし、私のような者もおります。ですから、対象者の中でも考えに隔たりがあるわけですから、町長、いかがでしょうか、今期については、これについては恐らくほぼ全員が一致している各種行政委員会の民間からの委員の方々の報酬を増額するというにとどめておきませんか。答申というのは生きているわけですから、その他の報酬についてはまた新たな任期の中で議論されていいと思うのですけれども、これらの点について再度いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 審議会の中の細かな議論等については、後で総務課長から説明をさせていただきたいと思いますが、私のところでお答えをまずできるところをしたいと思います。

言葉尻というか、報酬を上げることを前提にというふうに書いていますけれども、要するに従来の手法は特別職の報酬を50万円から60万円に上げたいと、これでどうでしょうかということ、その是非を審議をしてもらってきたと、それが特別職報酬審議会のこれまでやってきた審議の仕方だと。そうではなくて、どういう報酬が適当なのかということ客観的にご判断いただきたいということで、委員になっていただいた皆さんで審議をしていただいているということでもあります。最終的な決定は、審議会の審議を経て答申を行って、議会での議論を経て決定されるということなので、そこに関して特別職の部分だけはこれまでの経緯もありますので、少し考え方を加味する必要があるかなというふうに

は思っています。その詳細については、また臨時会の議案として提案したいと思っておりますので、そういう考え方に立っているというところをまず踏まえていただければというふうに思います。

それと、特別職の報酬等について、これは私自身の考え方としても、私が幾ら欲しいとか、そういう考え方を持って臨むものではないなというふうに思っています。だから、皆さんに決めてくれと勝手に言えることでもこれはもちろんないので、責任を持って最後は私が提案しなければいけないのだけれども、多くの皆さんの意見を踏まえて最終的に提案をするという形になるものだというふうに思っています。報酬は幾らかというような問題については、特に選挙というか、そういうことを意識して、公約として報酬をこれだけでやるから投票してくれとかというふうな立候補される方もいますけれども、そういう政治的なマターに持っていくべき問題ではなく、客観的に評価をしていただいて決定されるのが望ましいというふうに思っています。一番は、やっぱりみんなが納得される報酬として決定されるのがあって、その決定していただいたもので文句を言うつもりもありませんし、その中でやっていくというのが私の立場なのかなと、特別職の立場なのかなというふうにも思っています。

議会の議員の部分については、基本的には審議会が答申をしていただいているので、それは一旦そのとおり提案をさせていただくのがいいかなというふうに思っています。その前に、例えば議員の皆さんが協議をされて、その結果が何か考え方があるのであれば、また別ですけれども、議会提案後には是非をご協議いただくという方法があるのではないかなというふうには思っています。

あと、一般職についても審議会のほうでもご意見をいただいでいて、まだ給料が復元していないところがありますので、これは復元するというふうにしたいと思っています。確かに地域の住民の皆さんの所得との比較という視点もあるというのは重々わかります。かつて公務員の人事院勧告も全国一律だったものが、地域性とかということ踏まえて今は都道府県単位ですけれども、東京都の公務員と北海道で勤務する公務員というのは地域の給与差ということも踏まえて格差がつくような勧告になっていて、公務員の給与はそこに準拠するという考え方にのっとして職員の皆さんにも給与を支給するというのが基本的な考え方ではないかというふうに考えているところで、そこはそうしたいというふうに思っています。

あと、ちょっと前後して申しわけないのですが、公債費負担比率であったり、それから経常収支比率、おっしゃるとおりこれが絶対ではない。おっしゃるとおりだと思います。それが努力してある程度の数字をつくっています。ただ、経常収支比率に関して申し上げると、確かに低いことは低いだけれども、多くは病院に対する補助で、弾力性を持たない部分も多く持っているので、この数字だけをもって本当に全道2位だと言えるようなものだというふうには考えておりません。ただ、こういった指標を大事にしていくという財政運営はやっぱり必要だというふうに思います。今後もこういった水準を維持して

財政運営はしていくという考え方に立っていきたいというふうには思っています。その中で特別職の報酬審議会が答申をしていただいているということでもありますので、やはりそれは尊重して対応しなければならないというのが私の基本的な考え方です。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） それでは、私のほうから特別職報酬等審議会の部分でどのような議論をしてきたのかということをお話をしたいと思います。

町長が当初おっしゃられたとおり、報酬の額については今回は一切出さないということ整理をさせさせていただきまして、その職に見合った額は一体どの程度なのだろうかということ答申させていただきました。その結果、審議委員さんたちも大変苦労したという状況で、こういった資料を出してくれないかとか、ああいった資料を出してくれないかということで、こちらのほうから指定を受けた資料を出して、何とか審議委員さんたちも根拠をつけていきたいというふうな考え方で整理をさせていただきました。その結果が、先ほどちょっと詭弁でないかというふうに言われましたけれども、要するに引き上げをするのではなくて、行財政改革前に戻すということが望ましいのではないだろうかというふうな結論で、その数字が宗谷管内の各町村の平均額ぐらいに相当するということもたまたまありまして、そういったふうな根拠で整理をかけてはどうだろうかという感じになりました。

なお、それについては、委員の皆さんとか、あるいは特別職の報酬ということになります。各委員会については、それぞれ事務局等にも確認しながら、今の仕事の状況からこの報酬が果たしていいのかどうかというのは一応確認しながらやっております。農業委員会に関しては、国のほうからも報酬を引き上げてほしいというふうな話がされているということもありまして、これについては宗谷管内の実情だけではなく、全道の状況を見ながら、あるいはこの町村に近いというふうな部分で留萌管内の状況、その辺から平均でどうかというふうな部分で、根拠づけには非常に苦労したという状況でございます。

あと、先ほど言っていました財政の指針につきまして、基本的財政の状況はどうなっているかというのが非常に説明しづらいということもございまして、こういった指標を使わせてもらって整理をさせさせてもらったという状況であります。行財政改革前につきましても、先ほど町長からも話がありましたとおり、公債費比率を下げなければならないということが一つの命題となって、住民も職員も皆さん一丸となって取り組んできたということもございまして、そういった比率が下がったということもお知らせしながら、報酬等審議会を開催してきたということもございまして。

もし忘れた点がございましたら、お知らせいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） もう少し議論したかったですけれども、時間になってしまいましたので、続きはまた1月の臨時会などで提案されたときに議論させていただければなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号7番、星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、受け付け番号4番、議席番号7番、星川でございます。私は、このたびの定例会で2問ほど質問させてもらいたいと思いますが、まず1点目の特別職と議員報酬引き上げの答申書についてということなのですが、宮崎議員とダブりますけれども、一応質問を出しましたので、読み上げて、私からの視点といいますか、お願いということで再質問並びに再々質問までいければなと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず1問目、特別職と議員報酬引き上げの答申書についてお伺ひいたします。今回報酬等審議会が町長を初め特別職と議員の報酬を引き上げる答申を出されました。本当にありがたいとは思っているところでございます。ですが、本町は管内一小さい町であり、財政に見合った現行報酬額にして久しい。行革で減らした報酬をもとに戻すなら、過去に上げた公共料金の引き下げを実現してからでなければ、私は町民は納得しないのではないのかなと考えているところです。人口が減る中、町職員をふやし、行政コストも膨らむ一方である。町民に信託されない町政は、納税拒否や他自治体へのふるさと納税、町外転出を招くおそれもあると思います。今後答申にどのように対応するのか町長にお伺ひいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 特別職と議員報酬引き上げの答申書についてのご質問にお答えしたいと思います。

平成17年2月に中頓別町行財政改革関連条例をもって職員の給与条例を初め、旅費、議員報酬の削減を進めるとともに、住民サービスに関連する助成事業等の廃止や減額を行ってきたものであります。その大方は、必要性が薄れた事業を除き、既に復活が行われてきているところであります。ただし、体育館使用料やプールの使用料など公的施設の使用料やイベントの助成金額、また町民への町としての香典の廃止など、抑制や町民負担を継続しているものもあります。今後これらへの対応を必要性も含めて再検討し、見直しをかけていきたいと考えています。なお、特別職報酬等審議会の答申は大変重いものと受けとめており、答申のとおり報酬を見直していきたいと考えています。ただし、特別職については、答申を尊重しつつも経過措置を含め、その取り扱いを慎重に検討したいと考えています。

以上です。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

宮崎議員の質問の中でも町長、それと総務課長の答弁で、お二人のといいますか、町長のお考えも重々わかりました。そこで、私なりの意見等を踏まえてちょっとお聞きしたい

ところがありますので、お願いいたします。農業委員会、それと各種委員会の報酬は極めて低いというのが現実です。これは早急に4月から改正、見直しをしてもらいたいと、これは私もお願いするところでございます。というのは、なかなか各種委員になってくれる町民がいないのです。行政のほうから頭を下げてお願いしますと言って、ようやっと仕方がないから引き受けるというのが現実です。これからが問題なのです。ですが、特別職や議員、この人方は報酬を提示されております。それにもかかわらず、安い、低いも関係なく皆さんが望んで出てきているのです。誰かにお願いされたわけでもないだろうし、みずからこの席に来ているわけなのです。その人たちの報酬は、私は今々いじるべきではない。

これはちょっと余談なのですけれども、平成26年ですか、前町長、野邑さんの最後の年です。町長、本当にその町長の報酬で的確か、今後やる人にはどうなのかという質問を私は投げかけました。それはそれで、そのとき野邑町長は、新しい人がなったときに考えるべきだと、そう回答ありましたよね。でも、新しい人が提示するわけにいかないでしょう。できるのであれば、町長、現町長が上げてやって去るのが望ましいのではないのでしょうかということも私は聞きましたので、私は今の特別職もいいとは言いません。確かにこれはもうちょっと、今まで頑張ってきた恩恵もありますので、少々の引き上げは私は構わないと思っていますところなのですけれども、町民にすれば、何で特別職や議員、大した仕事もしていないのに何でそんなに給料ばかり上がるのよと言われます。そこなのです。今まで町民が恩恵を受けていないのですよ、公共料金が上がる一方で。そうであれば、先ほど私が言ったように上げたものを下げてやる。もしくは、今後水道、下水道の使用料金、それも下げてやる。少しは下げてやろう。戸籍の手数料、それから国保税の引き下げ、それと私たちも取られているのですけれども、介護保険料です。そこら辺をもうちょっと軽減してからでもいいのかなと、その後特別職や議員職の報酬をもう一回検討すべきでなかろうかなと私は思っておりますが、町長はいや、それは違うよというご意見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ぜひ議員を含めて、大した仕事もしていないのにと言われたときには強く反論すべきではないかなというふうに思います。

おおむね各種委員の皆さんに関してのご意見については合意が得られるのかなというふうには感じますけれども、特別職、議員についてはかなり深い議論が必要なのかなというふうに感じています。先ほど引き下げたり負担をふやした部分の回復がないというお話をされておりましたけれども、今回ちょっと資料なんかも出させていただいたところでありましてけれども、私は就任して以降、子ども・子育ての関係、教育の関係を含めて、新たな給付であるとか、その内容の充実ということに取り組んできていて、現状は行政改革前よりもはるかに、はるかにと言ったら言い過ぎかもしれませんが、行政として公共として取り組むサービスは回復して、さらに上回っている状況をつくっているというふうには思っていますし、酪農、商工業、こういった振興策についてももしっかり取り組みをさせて

いただいでいて、なお町民の皆さんに負担をしていただいでいるところもないわけではありませぬけれども、そういう面では当時以上の行政サービス水準を確保しているのが今だというふうな認識をしています。そういう面では、この問題は最後の最後まで後回しにして、それ以外のところを先にするという意味では、そういう考え方に立って取り組んできたつもりであります。そこは、ぜひご理解を賜りたいと思います。

今後、先ほど上下水道の料金の話がありました。これは、端的に言うと水道会計は既に赤字です。本来であれば、もう水道料金を上げなければいけない、そういう状況になっていますけれども、そこは一般会計からの繰り出しを行って引き上げを抑えているという状況にあります。国保税や介護保険料のお話もありましたけれども、これはルールが決まっています、給付が生じれば、その負担割合ということがどうしても生じるということでありませぬ。そこに特に国保なんかは広域化ということもあって、これまで法定外の繰り出しなんかもしてきましたけれども、逆にこういうものは解消していかなければならないと。我々としては、ベースになる医療費であったり、介護の給付、こういうものが引き下げられるように、健康寿命の延伸とか、そういったことに取り組んでいく中でそれらは解消していくということで、今取り組みをしていきたいというふうには思っています、これまでも取り組んできたところでありませぬので、ご理解をいただきたいなというふうには思っています。

議員は議員で、今のタイミングなのかということとはご議論いただくべきかなというふうには思っています。特別職に関しましては、これまで長く抑えてきたという経緯もあって、今答申いただいた報酬額にいきなり引き上がるということについてはどうかというふうな思いはないわけではありませぬ。だから、そこは慎重に検討したいと思っています。

それと、もう一つ、第一義に考えなければいけないのは、今後の財政の見通しかなというふうには思っています。想定よりも地方交付税なんかは減額しています。これは、人口減少の問題という要因以外のところではありませぬ。これまで政策的に地方交付税に盛り込まれてきたものが落ちるといふようなところがあって、国全体では地方税も伸びて、地財計画上地方の財源も確保されるというふうには推移しているにもかかわらず、事我が町の話になると、それなりに大きな交付税の減少というふうなことが起こってきています。これらに対応して、中長期的にも安定した行財政運営をしていくというしっかりとした見通しが今後に向かって立つという大前提が必要かなというふうには考えているところでありませぬので、その点も踏まえて、また1月の臨時会に向かっての提案内容として検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 町長のご意見等は十分わかりました。今後町も公共施設の整備です。今まで手をかけてきていない部分、老朽化していますから、そっちのほうにもお金がかかってきますし、それと水道管のことも今後莫大な金額になるかと思ひます。そこら辺も加味しながら、特別職、議員報酬等のことも考えてお互いにやっていくべきでなからうかなと思ひております。そこら辺を踏まえて、特別職は特別職のほうで検討し、また議

員は議員のほうでこれは検討すべき問題だと思っております。

住民サービス等の資料が出ましたけれども、これを見れば一部の町民にしか恩恵が来ていないのかなと思いますから、もっともっと広く、町民に幅広いサービスを展開できれば町民も納得できるのかなと思いますので、今後もまずそういうことも考え合わせて特別職、議員職の報酬等を私は考えていくべきだと思っていますところでは。

そういうことで、この質問は終わらせてもらいます。

それでは、2問目、任期の総括と今後の展望についてでございます。小林町長は、就任時に掲げた子ども・子育て支援、福祉のまちづくり、地域経済再生の3つの柱を基本に、地域創生、人口減少対策の取り組みに邁進されてきたと思われませんが、打ち上げ花火のような政策は、人口減少が続き、財政が細る本町で長続きするものではないのではないかと思います。今任期、4月で町長も終わりますが、これまでの総括とその後の出処進退を含め、積み残しの政策や今後に向けた考えをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 任期の総括と今後の展望についてというご質問にお答えをしたいと思います。

打ち上げ花火のようなというふうにおっしゃられましたけれども、私が就任して以来新たに組み込んだ各事業については、おおむね必要な財源を基金化して、中長期的に持続できる仕組みを担保して実施してきています。それぞれ単発の事業ではなく、例えば子ども・子育て支援では妊娠期から高校を卒業するまでを一貫して支援する仕組みになっているなど、それぞれの施策を体系化して実施してきたつもりであります。ただ、国全体では税収が伸びる中であっても、本町では交付税額が減少しているほか、国保病院や上下水道など特別会計への負担増も見込まれるなど、今後はさらに財政予測を見きわめた政策全体の統括が求められている状況であるとの厳しい認識を持って臨んでいかなければならないと考えています。

就任に際し掲げた政策については、ほぼ着手し、取り組んできました。人口減少は避けがたいと考えていますが、それでも少しでも食いとめ、長期的に持続可能な地域にしていくことが目標であり、この4年間でできることを最大限取り組んできたというふうに思っております。とはいえ、地方創生の取り組みは緒についたばかりで、課題も多く残されていて、今の取り組みをさらに発展させていかなければならないと思います。残された時間の中でも今後に向けて必要な取り組みや体制の構築に努めていかなければならないというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 聞きたいところは、町長は本音を言っていないのです。本音はこれからじっくりと聞きたいと思いますので、まず再質問させていただきます。

町長は課長時代から、ぼっと思われたことはすぐ即決、判断してやる主義でした。私もこれは不安な要素もあったのですよ、課長時代は。長続きしてくれないなと、これでは大

変だと思って。町長に出たとき、今までの課長職のようなつもりで単発事業をぼんぼん、ぼんぼん持ってきては打ち上げ花火のように打ち上げては総括もしないで消え去っていくというのが現実でしたよね、町長。そこで、この4年間、もう少しで4年目となるのですがけれども、私は小林町長はここまでよくやってきてくれたなと私なりの評価はしています。ほかの町民がどう判断するかは、これはわかりませんが、町長は大したものだなと思っております。

その答弁の中で中段にありますように、今後国保病院や下水道などの特別会計への負担増も見込まれるなど、今後はさらに財政予測を見きわめ、政策全体の総括が求められ云々とあります。よって、町長のこの答弁を見てもみますと、継続して2期目もやるのだなと、頑張るのだなというように見受けられますが、ここで進退です。はっきり町長答弁では答えていませんので、ここに新聞記者も多分きょうのために、私の質問で何とか2期目に挑戦するという答弁を引き出すのかなと思って来ていると思いますので、お伺いします。町長の今の胸のうち、来春の町長選、2期目に挑戦するのですね、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ちょっと想定をしていなかった質問であります。まず私の課長時代を大変厳しく否定されて、そこに対して大変心外な思いがあります。私の大きな仕事は、職員時代から町の総合計画をしっかりとつくって、町民の合意形成、そういう計画をつくって、その計画に沿って行政が動いていく、そういう仕組みをつくり上げることが重要だという考え方を、あるいは法令遵守といいますか、きちんと法律に基づいた適切な仕事をするという意味で自治基本条例の、間接的ではありますがありますけれども、そういったところの仕組みづくりと、この2つが私は職員時代取り組んできてなし遂げてきたところではないかと。全てはやり切れているわけではありませんので、そのときのでき得なかったことの実現も含めて、町長としてやろうという決意をして今に至っているということでもあります。そこは一貫して同じ思いを今も抱いています。

この場でお答えするのが適当なのかどうかというのはありますけれども、私は今の状況、私が手をかけた仕事に関してしっかりと結果を出す。そして、それが将来もつながっていくための体制をしっかりと構築するという点において責任を果たしていく必要があるという認識を持っておりまして、その考え方に基づいて今後の対処を決めていかなければならないというふうに考えています。正直申し上げまして、本議会、まず提案した議案をしっかりと可決していただくということが優先かなというふうに思っております。その上で最後にお時間をいただけるならば、その中でそのお話を少しさせていただきたいなというふうに考えておりますので、ご了解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） しつこいようですが、本定例会が終わったその日に町長は進退を表明するという点でいいのですね。ということは、町長が本当に自分の心で継続してやりたいのであれば、後援会云々は関係ないのです。私はもう一期やるから、後援

会として応援してくれと言え、後援会だって嫌とは言えないと思いますので、確かに後援会も大事かもしれないけれども、私は自分の気持ちが、小林町長自身の気持ちが一番大事だと思います。そのことを考えて、あしたの終了時にはいい表明ができることを信じて、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎議案第65号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第65号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第65号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、私のほうから説明させていただきます。議案の2ページをお開きください。議案第65号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月12日提出、中頓別町長。

9ページをお開きください。改正の要旨でございますが、平成31年度よりそうや自然学校の運営管理を委託するに当たり、指定管理制度に関する条項の追加及び施設使用料等の上限額を設定することにより、指定管理者の判断による柔軟なサービスの提供が図られ、効率的な施設の運営管理が可能となるよう改正するものであります。

6ページ、新旧対照表にてご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願います。なお、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条につきましては、いずれも条ずれによる修正のみとなりますので、説明は省かせていただきます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。第1条は、施設の設置の規定であり

ますが、この条文中、都市と農村の交流を図るの後に「ことを目的として」という文言を追加し、施設設置の目的を明確化するものであります。

次に、これまでは明文化されていなかった年末年始と休日の休館日及び開館時間を規定するため、新たに第3条を追加、第1号で使用期間を1月5日から12月29日に、第2号で使用時間を午前9時から午後5時に、第3号では休館日を月曜日と火曜日にする旨の規定を追加するものであります。

第4条では、職員の配置の規定を改正するもので、現行の「校長のほか必要な職員をおく」という規定を「運営に必要な職員を配置する」とするものであります。

第5条では、使用の許可についての規定を改正するもので、改正前の事前申請書の提出を義務づけるものから許可を受けるとすることで、より利用しやすい施設の運営が可能となるよう改正するものであります。

第9条につきましては、使用料の額及び徴収等に関する規定で、現行の規定では許可を受ける際に納入するいわゆる前納を原則としていた規定の見直しと、第2号では従来は別表1から別表4とした使用料の設定を別表1から別表3とするものであります。なお、別表1から別表3については、後ほどご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、第13条は、管理の代行を規定する条文を新たに追加するもので、第1項では指定管理制度による施設の管理を行わせることができる規定を、第2項では指定管理者が行う業務について第1号から第4号において定める規定を、第3項では指定管理を行わせる場合、第3条及び第12条で規定する町長を指定管理者と読みかえる規定を、第4項では指定管理を行わせる場合の使用料の額を別表1から別表3に定める額を上限として指定管理者が町長の承認を得て定める規定を、第5項では指定管理者が町長の承認を得て定めた基準により、利用料等の減免または還付が可能となる規定を、第6項では利用料金は指定管理者の収入とする旨の規定を定めるものであります。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1から別表3の変更及び別表4の削除の改正規定は、平成31年4月1日から施行するとしております。

それでは、別表1から別表3についてご説明させていただきたいと思っております。議案の4ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、産業課産業グループ条例改正説明資料もご参照願いたいと思っております。資料では、改正前との比較表とそうや自然学校で体験可能なメニューと改正後に想定される体験料についてあくまでも参考資料として作成しておりますので、ご参照いただければと思っております。

それでは、別表1から説明させていただきたいと思っております。別表1につきましては、宿泊施設の使用料としての設定でございます。区分につきましては、1名1泊につき、大人が3,000円、高校生2,000円、小中学生が1,500円、暖房料につきましては10月から4月までの期間、1名1泊につき500円。備考として、(1)で宿泊施設使用料は、初日の正午から翌日の正午までの料金とする。(2)、宿泊施設使用は、原則体験利用を伴う場合に限ることとする。(3)、上記(2)は町長が必要と認めた場合はそ

の限りではないものとする。(4)、宿泊施設使用料には寝具等の使用料は含まれないものとする。

別表2は、体験料の設定でございます。区分、1人1体験につき、大人が1万円、高校生が9,000円、小中学生が8,000円。備考欄では、(1)、体験料には体験に使用する物品の使用料も含む。(2)、施設使用を伴う体験の場合、料金には施設使用料を含む。

別表3は、日帰りの施設使用料の設定でございます。区分は、4時間未満1名1回につき、大人が300円、高校生が200円、小中学生が150円、4時間以上1名1回につき、大人が600円、高校生400円、小中学生が300円。暖房料につきましては、10月から4月までの期間、1名1回につき100円とします。ガス器具につきましては、ガス器具を使用する場合、1回1組につき870円。備考として、(1)は使用時間は午前9時から午後5時までとする。(2)として、使用料は1日1回当たりの料金とするということでございます。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番(東海林繁幸君) 使用料のところで宿泊施設という言い方をしているのだけれども、条例の中で宿泊を伴うことができるということは全く書いていない。それと、使用時間が午前9時から午後5時、宿泊する時間も青少年研修施設の場合は立派な研修時間になる、寝るまでは。これわかっていないのではないかな。

○議長(村山義明君) 平中産業課長。

○産業課長(平中敏志君) 使用時間の部分につきましては、あくまでも日帰りの施設の使用の時間として午前9時から午後5時までという規定をさせていただいております。あくまでも施設としては宿泊が可能な施設ということでしておりますので、宿泊として利用する場合については正午から翌日の正午まで利用可能ということ、宿泊を伴う部分についてはその時間帯ということで考えてございます。

○議長(村山義明君) 東海林さん。

○6番(東海林繁幸君) そんな説明してもだめだ。条例を決めるときにこういった大事なものが表現できないというのはどういうことなの。少なくとも、これは日帰りの時間なら日帰りというものが入らなければならないでしょう。それから、宿泊を要する場合はこういう時間帯になります。こんなのは常識だ。

○議長(村山義明君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時30分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 大変申しわけありません。

宿泊に係る部分の条例の部分について不備があったということでございまして、しかるべきときに改めて条例の改正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第65号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第66号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第66号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第66号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案10ページをお開きください。議案についてご説明させていただく前に、印刷の加減によりまして一部文字が消えてしまっているところがございますので、口頭でご報告をさせていただきたいと思っておりますが、ごらんいただいております10ページの最後のところ、中頓別町長の「中」という文字が消えてしまっております。大変恐縮ではございますが、追記していただければと思っております。

それでは、議案のほうを説明をさせていただきたいと思っております。議案第66号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。

名寄市及び士別市と中頓別町との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条

例（平成22年条例第1号）の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出、中頓別町長。

13ページをお開きください。変更の理由でございますが、本協定は、圏域の中心的な役割を担う中心市と圏域町村が相互に役割分担して連携、協力することにより、圏域資源を生かした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を目的とする広域連携の推進を図るため、平成23年に名寄市、士別市を複眼型中心市とし、11町村の構成自治体により定住自立圏形成協定を締結したものでございます。今回の定住自立圏形成協定の一部変更につきましては、全道的な取り組みであり、圏域として主体的に取り組んでいるものではない図書館相互利用の推進協定の削除、過疎地での物流を確保するため、物流網効率化の取り組みを追加するものでございまして、物流網効率化の取り組みにつきましては将来的に非効率な物流網によって過疎地の物流を維持することが困難となるおそれがありまして、安定的な輸送の確保に向けて輸送の効率化による物流の生産性向上の取り組みを進めるものでございます。

11ページをお開きください。定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書。

名寄市及び士別市と中頓別町は、平成23年9月30月に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、平成31年4月1日から適用する。

別表第1中3、教育の表を次のように改める。

生涯学習機会の充実の取組の内容を「圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。」に、甲の役割を「乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。」に、乙の役割を「甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。」に改める。

次に、別表2中3、圏域生活基盤維持対策として次の内容を追加する。

物流網効率化の推進とし、取組の内容に「積雪、広域分散型などの地域特性、片荷輸送の問題及びドライバー不足等により輸送コストの上昇や物流網そのものの維持が困難になってくることも考えられることから、物流網の効率化に向けた取組を行う。」を、甲の役割に「乙及び関係機関・団体と連携して圏域の物流網の効率化に向けた取組を行う。」を、乙の役割に「甲と連携して各自治体において物流網の効率化に向けた取組を行う。」を加える。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第66号を採決し

ます。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については原案のとおり可決されました。

◎議案第67号

○議長(村山義明君) 日程第11、議案第67号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) ご説明の前に、誤字が議案の14ページとか、以下指定管理者の「選定」というふうになっておりますので、全て「指定」に変更いただければと思います。

議案第67号 指定管理者の指定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 平中産業課長。

○産業課長(平中敏志君) それでは、私のほうから議案第67号についてご説明させていただきます。

なお、指定管理者の指定の部分につきましては、産業課産業グループより別に配付させていただいております資料、指定管理者の指定についてもあわせてご参照いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議案の14ページをお開きください。議案第67号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出、中頓別町長。

公の施設の名称は、中頓別町山村交流施設。

指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューロー。  
所在地につきましては、記載のとおりであります。

指定期間につきましては、平成31年1月1日から平成36年3月31日までの5年3カ月とするものであります。

一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューローは、平成28年度に作成された観光振興計画を具体的に進めていくために平成30年10月1日に設立された法人でございます。法人の登記内容や定款等につきましては、別配付させていただきました資料についてご参照願いたいと思います。当該法人につきましては、本町区域を一体として観光マネジメントやマーケティングを行い、地域の自然、文化、歴史、食、産業などの観光資源を

生かして顧客満足度の高い観光商品を開発し、これを観光客の誘致に活用することで外貨獲得や雇用創出を促進し、地域住民が郷土に対する誇りと愛着を醸成する豊かな地域づくりにつなげていくこと目的としております。当面は山村交流施設、ピンネシリ温泉、農業体験交流施設、そうや自然学校の4施設を一体的に管理運営することで情報発信の一元化及び問い合わせや予約システムの統一を図るなど、利用者の利便性の向上を図るとともに、各施設の機能をさらに有効に活用するための体験や滞在、宿泊メニューの整備を進めていくこととしております。

山村交流施設の指定管理に当たりましては、本町の観光受け入れの窓口として、施設内及び周辺環境美化に努めることはもとより、地域の情報発信の拠点として道の駅での観光案内や問い合わせ対応等の機能の強化、地域の特産品の販売や農業体験交流施設等を活用した地域食材を用いた飲食等の販売の検討等について積極的に進めていくこととされております。

申請者は、今後の本町の観光地域づくりを担う法人であり、ピンネシリ温泉、農業体験交流施設、そうや自然学校とあわせて一体的に管理運営を行い、効率的でかつ効果的な施設運営とそれぞれの施設が持つポテンシャルを最大限に発揮するとともに、施設間の連携を図り、顧客満足度を高めることを目指していることから、指定管理者として問題ないと審査し、適当と判断したところであります。また、4施設を一体的に管理運営する土台をしっかりと築いていただく必要があることから、管理期間は平成36年3月31日までとしております。

以上、雑駁でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第67号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第68号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第68号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第68号 指定管理者の指定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、議案第68号についてご説明させていただきます。議案15ページでございます。議案第68号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出、中頓別町長。

公の施設の名称は、中頓別町ピンネシリ温泉。

指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューロー。所在地につきましては、記載のとおりであります。

指定期間につきましては、平成31年1月1日から平成36年3月31日までの5年3カ月とするものであります。

なお、当該法人の概要等につきましては、先ほどの議案第67号にてご説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

ピンネシリ温泉の指定管理に当たりましては、施設設備の老朽化は否めないものの、接客サービスの向上や地域の食材を利用した食事メニューの提供等を進め、本町の観光関連施設の中心的な役割を担うとともに、地域から親しまれる保養施設としての機能も充実させていくという考え方を示されております。

申請者につきましては、今後の本町の観光地域づくりを担うことを目的とした法人であり、山村交流施設、農業体験交流施設、そうや自然学校とあわせて一体的に管理運営を行い、効率的でかつ効果的な施設運営とそれぞれの施設が持つポテンシャルを最大限に発揮するとともに、施設間の連携を図り、顧客満足度を高めることを目指していることから、指定管理者として問題ないと審査し、適当と判断したところでございます。また、4施設を一体的に管理運営する土台をしっかりと築いていただく必要があることから、山村交流施設と同様に指定管理期間は平成36年3月31日までとしております。

以上、雑駁でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 1点だけ伺います。

観光まちづくりビューロー組織体系図を見ると、統括責任者と支配人を置くことになっております。ここで大体わからないわけでもないのだけれども、役割でどういう違いがあるのでしょうかというのが1点。

それと、もう一つ大事なことは、施設自体が相当老朽化してきている。しかも、今の旅

行者にはとてもニーズとして合わない状況があります。観光振興計画の中では建てかえを言っていましたけれども、観光まちづくりビューローに移転させるに当たっては、その辺の構想がきちんとなしと受けるほうだって困ると思うのです。しかも、これは5年間のスパンでやっていく。場合によっては5年のうちにそういったことを実現させなければならぬ時期だって来るかもしれない。

この辺の考え方、支配人と統括責任者の役割の違いと今の将来の構想について伺います。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） まず、組織体系の中の宿泊部門の部分について統括責任者と支配人という部分ですけれども、統括責任者といたしましてはあくまでも宿泊サービスの部分はピンネシリ温泉だけではなくて、コテージ、もっと言えばそうや自然学校の宿泊の部分も含めてトータル的に宿泊全体の位置づけとしてマネジメントしていただくという考え方をしております。一方で、支配人という部分については、どうしてもピンネシリ温泉そのものが宿泊者数も多いということで、当直業務というか、管理業務も含めてピンネシリ温泉に専属的に配置していかなければならないという考え方をしてございます。そのために、どうしてもピンネシリ温泉専属で1人責任者の人が必要であるという認識をしておりますので、そのためにこういう配置をさせていただいているということでございます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） それでは、今後の施設整備の考え方について説明をさせていただきますと思います。

できるだけ早い段階で具体的な施設整備の考え方を町としても整理をしていきたいというふうに考えております。また具体的にになっていく段階で議会とご相談申し上げたいというふうに思いますけれども、特に温泉のボイラー施設に関してはいつトラブルがあるかわからないような状況になってきていますので、早急な対応という考え方で進めていきたいと思っております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第68号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第69号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第69号 指定管理者の指定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、議案の16ページをお開きください。議案第69号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出、中頓別町長。

公の施設の名称は、中頓別町農業体験交流施設。

指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューロー。  
所在地につきましては、記載のとおりであります。

指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするものであります。

当該法人の概要につきましても先ほどの議案第67号、第68号にてご説明させていただいたとおりでありますので、省略させていただきます。

農業体験交流施設につきましては、魅力ある加工体験メニューの企画はもとより、地域の食材等を活用した特産品の製造開発に注力し、道の駅や温泉施設等での提供を進めていくほか、そうや自然学校の体験メニューとのコラボレーション化を図る内容を検討していくこととされております。

申請者は、今後の本町の観光地域づくりを担う法人であり、山村交流施設、ピンネシリ温泉、そうや自然学校とあわせて一体的に管理運営を行い、効率的でかつ効果的な施設運営とそれぞれの施設が持つポテンシャルを最大限に発揮するとともに、施設間の連携を図り、顧客満足度を高めることを目指していることから、指定管理者として問題ないと審査し、適当と判断したところであります。また、4施設を一体的に管理運営する土台をしっかりと築いていただく必要があることから、指定管理期間は平成36年3月31日までの5年間としております。

以上、雑駁でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第69号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第70号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第70号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第70号 指定管理者の指定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、議案17ページでございます。議案第70号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出、中頓別町長。

公の施設の名称は、そうや自然学校。

指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューロー。  
所在地につきましては、記載のとおりであります。

指定期間につきましては、平成31年度からの5年間、平成36年3月31日までとするものであります。

当該法人の概要等につきましても議案第67号にてご説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

本施設につきましては、これまでは町直営の管理運営を行ってまいりましたが、観光振興計画の策定協議の中でも、本町の雄大な自然の中でのアクティビティー体験が今後の本町の観光の目玉になると判断しており、既存の観光関連施設を有効に活用した滞在型の観光地を目指していくためには、より顧客のニーズに対応したきめ細やかなサービスを提供していくことが望ましいとの判断から、31年度より指定管理者制度による管理運営を行うこととしたものであります。そうや自然学校につきましては、本町の自然や文化、歴史、産業等の資源を組み合わせた体験プログラムの企画開発のほか、各施設間での連携によるパッケージツアーの主たるガイド役との位置づけのほか、子供向けの自然体験事業等の受け入れも積極的に推進するなど、地域内外からの活用の拡大を進めることとしております。

申請者は、今後の本町の観光地域づくりを担う法人であり、山村交流施設、ピンネシリ温泉、農業体験交流施設とあわせて一体的に管理運営を行い、効率的でかつ効果的な施設運営とそれぞれの施設が持つポテンシャルを最大限に発揮するとともに、施設間の連携を図り、顧客満足度を高めることを目的としていることから、指定管理者として問題ないと審査し、適当と判断したところであります。また、4施設を一体的に管理運営する土台をしっかりと築いていただく必要があることから、指定管理期間は平成36年3月31日までの5年間としております。

以上、雑駁でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 指定管理について、これも私は問題ないと思っておりますけれども、新しい団体に指定管理を任せるということで、それは目的としていいと思っておりますが、ここで基本的に伺いたいのは、いずれも町の施設であり、町の思い、願い、そういったものがそれぞれの施設にあるわけです。特に施設がそれぞれ独特な地域の施設であるためにも、ある意味ではユニークさ、それから施設の差別化、いろんなことで町としての考え、思いが指定管理者にどう伝わるのですか。その辺が一番心配しているところなのです。指定管理者と町とのかかわり、単に施設の管理運営するだけだったら、こんなところにやらなくてもいいのです。今までどおりでもいい。集約してここに指定管理を任せるということは、その点の町が考えている意図、施設に対する思い、願いがどう伝わるようになっていくのか、その辺を聞かせてください。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） これは、最後の議案になっていきますけれども、4施設全てに通底するところかなというふうに思います。基本的には、観光振興計画を新たにつくって、その計画に基づいて具体的な展開としてDMOという組織を設けて、観光地域づくり、観光まちづくりを進めていくという、その大きな考え方の中で、まだ十分にご理解し切られていないところがあるかもしれませんが、DMO組織としての観光まちづくりビューローが生まれたということでもあります。当初の一定の期間、軌道に乗るまで私が代表理事を務め、理事に職員も入って、当面は行政主導というか、それではやっぱりいけないということで、民間の経験豊かな専務理事や宿泊部門の統括者も入っています。そこがしっかり連携を図って、一体的に進めていくというのが当面スタートとして重要かなというふうに考えています。また、多くの町民の皆さんの意見を聞く機会なども設けながら、これからもそういう観光まちづくり、地域づくりを進めるという理念を共有しながら進めていく、そういう体制で臨みたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第70号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で午後3時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎議案第71号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第71号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第71号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案第71号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。平成30年度中頓別町一般会計補正予算。

平成30年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,799万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,908万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年12月12日提出、中頓別町長。

地方債の補正からご説明いたします。4ページをお開きください。第2表、地方債補正。1点目は、過疎対策事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前7億8,650万円から変更後8億450万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。過疎地域自立促進特別事業の限度額を変更前5,930万円から変更後8,010万円に、消火栓移設事業の限度額を変更前280万円からゼロ円に変更するものであります。

2点目は、起債の目的、緊急防災・減災事業債のうち、新たに消火栓移設事業として280万円を追加するもので、限度額を変更前990万円から変更後1,270万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。14ページをお開きください。1款1項1目議会費では、既定額に2万3,000円を追加し、4,368万2,000円とするもので、議会事務事業、10節交際費に議長交際費として同額を計上するものであります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に160万円を追加し、4億4,758万円とするもので、内容は総務関連事務事業、9節旅費に普通旅費として100万円を追加、職員研修事業、9節旅費に研修旅費として60万円を追加計上するものであります。

2目財政管理費では、既定額に88万円を追加し、760万3,000円とするもので、物品管理事業、11節需用費に事務消耗品として50万円を追加、全町地図の印刷費として38万円を計上するものであります。

4目財産管理費では、既定額に20万5,000円を追加し、2,586万6,000円とするもので、役場庁舎維持管理事業、12節役務費に役場町民ホールに設置しておりますテレビを処分する費用として5,000円を計上、18節備品購入費で新規にテレビ1台を購入するための費用として計上するものであります。

5目企画費では、既定額に116万5,000円を追加し、1億8,093万4,000円とするもので、企画総務事業、11節需用費に北海道日本ハムファイターズ応援大使決定に伴う選手パネルの製作等、PR資材として40万円を追加、まちづくり団体支援事業、19節負担金補助及び交付金に北海道日本ハムファイターズ中頓別後援会への助成金として76万5,000円を新規計上するものであります。詳細につきましては、総務課政策経営室作成の説明資料が事前配付してございますので、ご参照いただければと思います。

10目情報推進費では、既定額に9万4,000円を追加し、1,386万9,000円とするもので、中頓別町電子自治体推進事業、14節使用料及び賃借料にホームページサーバーのセキュリティーを強化するための費用として同額を計上するものであります。

2項徴税费、1目税務総務費では、既定額に25万8,000円を追加し、510万1,000円とするもので、納税管理、13節委託料に地方税共通納税システムに対応するた

めの改修に係る費用として同額を新規計上するものであります。

16 ページをお開きください。4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費では、既定額に 2 万 3,000 円を追加し、79 万 7,000 円とするもので、選挙管理委員会事業、11 節需用費に政治活動用事務所の証票印刷に要する費用として同額を計上するものであります。

4 目知事・道議会議員選挙費では、新規に 182 万 7,000 円を計上するもので、知事・道議会議員選挙事業、各節に知事・道議会議員選挙に係る投票、開票に係る報酬、手当、賃金、旅費、需用費等の必要経費を計上するものであります。

6 項 1 目監査委員費では、既定額に 2 万 9,000 円を追加し、91 万 1,000 円とするもので、監査委員事務事業、9 節旅費に同額を計上するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費では、既定額に 500 万円を追加し、4 億 8,266 万 8,000 円とするもので、老人福祉事業、20 節扶助費に高齢者世帯等に対して冬期間の暖房費用の一部を助成するための費用として同額を新規計上するものであります。

3 目国民年金費では、既定額に 4 万円を追加し、29 万 6,000 円とするもので、国民年金事務事業、9 節旅費に同額を追加するものであります。

18 ページをお開きください。4 目障害者福祉費では、既定額に 350 万 4,000 円を追加し、1 億 6,793 万 4,000 円とするもので、23 節償還金利子及び割引料、障害者医療費給付事業に 54 万 1,000 円、障害者総合支援給付事業に 282 万 8,000 円、地域生活支援事業に 13 万 5,000 円をそれぞれ計上、いずれも過年度分の国費及び道費の返還金として計上するものであります。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費では、既定額に 51 万 5,000 円を追加し、1,612 万 6,000 円とするもので、児童手当支給事業、20 節扶助費に同額を計上、転入などによる児童手当の支給対象者が増加したことにより、追加するものであります。

6 目放課後児童健全育成費では、既定額に 41 万 1,000 円を追加し、494 万 2,000 円とするもので、放課後児童健全育成事業、7 節賃金に同額を追加、放課後子どもプランの登録児童の増、特に低学年児童の利用増に対してきめ細かな支援を行うため、支援員賃金を追加するものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目環境衛生費では、既定額より 70 万円を減額し、9,946 万 7,000 円とするもので、一般廃棄物処理事業、13 節委託料でトラックスケールデータ処理装置システムの更新に係る委託業務が完了したことに伴い、同額を減額するものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、4 目有害鳥獣対策費では、既定額に 13 万 8,000 円を追加し、1,656 万円とするもので、有害鳥獣対策費、7 節賃金に同額を追加、9 月に発生いたしました停電ですとか、増加傾向にあるアライグマ処理に係る対応など、事務補助者賃金の時間外勤務が増加していることに伴い、追加をするものであります。

20 ページをお開きください。7 款 1 項商工費、2 目観光費では、既定額に 1,952

万5,000円を追加し、1億6,518万1,000円とするもので、内容はピンネシリ温泉運営事業、13節委託料に1月から指定管理先を変更することに伴う会社の清算費用や収入の不足見込み額など、指定管理料として218万円を追加計上、さらに建築基準法の改正に伴い、新たに対応が必要となった特定建築物等の定期報告を行うための調査委託料として30万6,000円を新規計上、中頓別町山村交流施設管理運営事業、13節委託料に1月から指定管理先を変更することに伴う収入の不足見込み額やコテージ内の家具、寝具のリース代など、指定管理料として215万3,000円追加、さらに18節備品購入費に山村交流施設における商品陳列棚やテーブルなどを更新する費用として412万3,000円を計上、そうや自然学校事業、7節賃金にそうや自然学校職員賃金として5万5,000円を追加、13節委託料で建築基準法の改正に伴い、新たに対応が必要となった特定建築物等の定期報告を行うための調査委託料14万6,000円を新規計上、観光振興計画フォローアップ事業、4節共済費で社会保険料65万円を減額、7節賃金で臨時職員賃金336万9,000円を減額、13節委託料で地域おこし協力隊員委託料として400万円を追加、いずれもDMO職員に係る取り扱いに関するもので、共済費及び賃金から委託料へ組みかえを行うものでございます。さらに、19節負担金補助及び交付金に一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューロー運営補助金として人件費や広告宣伝費、棚卸資産や備品の買い取りに要する費用558万1,000円を新規計上、24節投資及び出資金に一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューロー出資金として500万円を新規計上するものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に620万5,000円を追加し、5,500万円とするもので、除排雪事業、7節賃金に除雪臨時運転手賃金として222万円を追加、11節需用費に車両燃料費として235万円を、車両修繕料として133万円を追加、1枚おめくりいただきまして、14節使用料及び賃借料で排雪用ダンプ借り上げ料として30万5,000円を追加、いずれも前年度実績を勘案して追加するものでありまして、特別交付税などの財源措置を考慮し、できるだけ早い段階での補正とすべく、今回追加提案とさせていただいたものになります。

22ページ、5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額に101万3,000円を追加し、1,869万円とするもので、公営住宅維持管理事業、11節需用費に同額を計上、公営住宅等の修繕に係る費用の増加に伴い、追加するものであります。

9款1項1目消防費では、既定額に57万6,000円を追加し、1億7,631万3,000円とするもので、消防事業、19節負担金補助及び交付金に同額を追加するものであります。補正予算の後ろに添付しております一般会計予算（別紙内訳）明細書をごらんください。常備消防費、消防本部費で224万4,000円を減額、中頓別支署費で255万8,000円を追加、非常備消防費、中頓別消防団費では26万2,000円を追加しております。詳細につきましては、次のページの事務事業別にてご説明をいたします。消防本部負担金では、歳出で26万8,000円の減額のほか、前年度繰越金、住宅使用

料など197万6,000円を特定財源として歳入に繰り入れ、合わせて224万4,000円を減額するものであります。火災・救助・災害警戒防衛業務では、火災出動に伴う費用弁償の執行により、今後に備え、不足が見込まれる災害出動手当及び歳末巡視に伴う警戒手当として20万6,000円を追加するものであります。救急資機材維持管理では、高規格救急車のインバーターの故障に伴う修繕料として16万5,000円を追加するものであります。消防車両・資機材整備維持管理業務では、9月のブラックアウト時の自家発電装置の使用、車両運行の増加及び燃料単価の高騰に伴い、支署費及び消防団費の燃料費として22万3,000円を追加するものであります。庁舎・備品維持管理では、車庫に設置しております排煙設備の排気ホース破損に係る修繕料及び燃料単価高騰に伴う庁舎燃料費として合わせて14万9,000円を追加するものであります。その他グループ内庶務では、3節職員手当等に本年度出動した北海道消防操法大会に向けた訓練指導、胆振東部地震など災害対応に係る時間外勤務の増加により161万3,000円を追加、また11節需用費に新規採用職員への貸与被服の購入で制服ほか6点の購入で46万4,000円を追加するものであります。

22ページにお戻りください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額に21万2,000円を追加し、9,961万3,000円とするもので、公用車両維持管理事業、11節需用費に同額を追加、主にスクールバスに係る燃料費で不足が見込まれる費用として計上するものであります。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に70万2,000円を追加し、1,373万3,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、11節需用費に施設燃料費として16万1,000円を追加、18節備品購入費にプログラムタイマー一式、非常用放送設備用バッテリー1台を購入する費用として計上するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に15万7,000円を追加し、1,389万5,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、18節備品購入費に同額を計上、中学校の階段踊り場に設置しております給湯器が故障したため、更新するものであります。

4項社会教育費、3目社会教育施設費では、既定額に11万円を追加し、832万3,000円とするもので、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業、11節需用費に同額を計上、当初で見込んでおりました駐車場白線修繕4万円を減額、郷土資料館の避難誘導灯修繕15万円を新規に計上、合わせまして11万円の追加とするものであります。

24ページをお開きください。5項保健体育費、2目山村プール費では、既定額より70万円を減額し、203万2,000円とするもので、山村プール運営事業、11節需用費で同額を減額、修繕として見込んでおりました事業の精査によるものであります。

3目寿野外レクリエーション施設費では、既定額に18万6,000円を追加し、3億3,504万8,000円とするもので、寿野外レクリエーション施設費、18節備品購入費で当初で見込んでおりました芝生改善用エアレーター80万円を減額、寿スキー場で

使用するトランシーバー6台、15万6,000円、簡易式トイレ1台、45万円、リフト支柱安全マット8組、38万円を新規で計上するものであります。

12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に500万円を追加し、1億8,212万8,000円とするもので、特別会計繰出金事業、28節繰出金で同額を計上、水道事業特別会計に水道事業会計経営戦略策定に要する費用400万円、施設、配水管修繕費用の増加に伴う追加分100万円、合わせまして500万円を追加計上するものであります。

8ページにお戻りください。歳出合計、既定額に4,799万8,000円を追加し、44億5,908万8,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。10ページをお開きください。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に36万8,000円を追加し、5,947万6,000円とするもので、1節児童手当国庫負担金に歳出の民生費、児童手当支給事業、児童手当に充当される負担金として同額を追加するものであります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、既定額に27万4,000円を追加し、770万5,000円とするもので、1節子ども・子育て支援交付金に歳出の民生費、放課後児童健全育成事業、臨時職員賃金に充当される補助金として同額を追加するものであります。

3項国庫委託金、2目民生費委託金では、既定額に4万円を追加し、132万3,000円とするもので、1節国民年金事務委託金に歳出の民生費、国民年金事務費事業、旅費に充当される委託金として同額を追加するものであります。

14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額に7万7,000円を追加し、4,653万9,000円とするもので、1節児童手当道負担金に歳出の民生費、児童手当支給事業、児童手当に充当される負担金として同額を追加するものであります。

2項道補助金、2目民生費補助金では、既定額に50万円を追加し、2,082万2,000円とするもので、7節地域づくり総合交付金に歳出の民生費、老人福祉事業、福祉灯油助成給付金に充当される補助金として同額を計上するものであります。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に182万6,000円を追加し、448万4,000円とするもので、6節知事・道議会議員選挙委託金に歳出の総務費、知事・道議会議員選挙事業に充当される委託金として同額を計上するものであります。

15款財産収入、2項財産売払収入、4目有価証券売払収入では、新規に505万円を追加するもので、1節有価証券売払収入に同額を計上、歳出の商工費、観光振興計画フォローアップ事業に充当されるもので、中頓別観光開発株式会社の解散に伴い、町が保有する株券の売り払いによる収入を計上するものでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額から59

万円を減額し、5, 216万7, 000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を計上、歳出、衛生費、一般廃棄物処理事業で充当済みの70万円を減額、教育費、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業で11万円を追加、合わせまして59万円の繰り入れを減額するものであります。

12ページをお開きください。18款1項1目繰越金では、既定額に1, 965万3, 000円を追加し、6, 477万9, 000円とするもので、1節前年度繰越金に同額を計上、歳出の一般財源とするものであります。

20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に1, 800万円を追加し、8億450万円とするもので、1節過疎対策事業債に同額を計上、4目緊急防災・減災事業債では、既定額に280万円を追加し、1, 270万円とするもので、1節緊急防災・減災事業債に同額を計上、いずれも内容につきましては第2表、地方債補正で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

6ページにお戻りください。歳入合計、既定額に4, 799万8, 000円を追加し、44億5, 908万8, 000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 1点だけお伺いいたします。

15ページの日ハムの後援会の助成金です。私も後援会に入ろうと思うので、助成してくれるのは大変ありがたいなと思っているのですが、町長、今まで何十年も町のため、また自分たちのためでもありながら、必要な団体として活動してきた団体がたくさんまだあって、しかしいずれの団体もちびちびと助成金を削られ、全くなくなった団体もあるし、あっても1万円、2万円、3万円ぐらいの助成金が多いのです。その中であって、ことし発足しようとして頑張ろうとしている団体ですから、助成するのはいいけれども、76万5, 000円、いかにも多い。それと、この根拠が全然わからない。初めての団体だったら、予算書ぐらい出させなければ予算の資料としては全く不足です。だから、その辺、誰がつくったのか知らないけれども、根拠をきちっと見せてほしい。それで、1年目でこれぐらいはかかるのだと納得できるようにしないと、こんなのは認められないでしょう。

それと、もう一つ聞いておくけれども、きょうの新聞に、ここの大使になった高梨投手がいなくなった。後任は誰か決まりましたか。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 予算の詳細については笹原参事のほうから説明をさせていただきますけれども、今回の主な考え方としましては、まず1年間の応援大使が決定されたということで、これに対応して大使をいただいた町は後援会がキャンプに応援に行ったりとか、

そういうことを1年間の中でやらなければいけないことがどうしてもあると、そういうこととの費用が中心になっての助成ということで、これからもずっとこういう多額な助成が続くということではありませんので、そこはご理解をいただければというふうに思います。

あと、高梨選手の後任はまだ決まっておきませんので、決まり次第またお知らせをしたいと思います。

詳細は、参事のほうから説明します。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 後援会に対する補助金の中身、詳細ということでありまして、予定している事業の中身といたしましては春季キャンプです。来年の2月を予定しておりますけれども、春季キャンプに後援会として行くというような旅費、予定としましては沖縄でやるというふうに、予定ですけれども、なっております、そこに対する旅費が2名分で32万円ほど見込んでおります。そのほかに、3月の下旬、これは野球の開幕戦になりますけれども、そこに対して後援会としてバスを借り上げてまして応援に行くというようなことを考えておりまして、そのバスの借り上げ料、これが43万円ほどあります。これらを合わせまして76万5,000円というような金額となっております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 基本的に知りたいのは、例えば個人負担がどんなことになっているのかとか、総額が幾らで、そのうちこれだけですよというような示し方をしたほうがいいのではないかと思うのです。だから、資料があったら、後でもいいから見せてください。

それと、私も後援会の一人になる予定ですから、地域の活性化にとってもいいことですから、少なくとも応援大使がいる期間、それからそういうことで地域振興にもつながるとすれば、この年だけでなく将来的にも継続した運営の助成も必要でないかと思うのだけれども、その辺どうなのですか、ことしだけという考え方なのですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 初年度にかかるものがどうしても大きくなるということです。例えばさっきも話しましたがけれども、春季キャンプにはどこでも応援大使をいただいたところは応援に行くとか、そういう対応がありますので、そこは多くかかるということです。ただ、それ以降の対応、継続的に取り組んでいくところについては、参加者の自己負担と、どうしても遠隔地にあるので、移動に大きな時間もかかりますから、さきの議会では野球に限らずというお話もありましたので、そういう応援関係、スポーツの応援と観戦等に行く経費を町がある程度負担してどんどんそういう機会をつくるということには取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第71号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

議案審議の途中ですが、時間も相当経過しておりますので、本日はこれにて延会し、残りの事件につきましては明日12月13日午前10時から会議を再開して審査を行いたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会し、明日12月13日午前10時から会議を再開して、議案第72号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算から審査を行います。

#### ◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はご苦労さまでした。

（午後 3時50分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員